

平成30年第4回那須烏山市議会9月定例会（第1日）

平成30年9月4日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 3時48分

◎出席議員（17名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋井由放
13番	久保居光一郎	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	滝田勝幸
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	佐藤博樹
総務課長	福田守
税務課長	水上和明
市民課長	佐藤加代子
福祉事務所長兼健康福祉課長	稲葉節子
こども課長	神野久志
農政課長	菊池義夫
商工観光課長	小原沢一幸
環境課長	小林貞大

都市建設課長
上下水道課長
学校教育課長
生涯学習課長
文化振興課長
代表監査委員

小田倉 浩
佐藤 光明
岩附 利克
柳田 啓之
糸井 美智子
瀧田 晴夫

◎事務局職員出席者

事務局長
書記
書記

大谷 啓夫
菊地 静夫
藤田 真弓

○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 報告第 1 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）（市長提出）
- 日程 第 4 報告第 2 号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について（市長提出）
- 日程 第 5 報告第 3 号 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について（市長提出）
- 日程 第 6 議案第10号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第 6 号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第 7 号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第 8 号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第 9 号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第 1 号 平成30年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について（市長提出）
- 日程 第13 議案第 2 号 平成30年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第14 議案第 3 号 平成30年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第15 議案第 4 号 平成30年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程 第16 議案第 5 号 平成30年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について（市長提出）
- 日程 第17 議案第12号 平成29年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金

- の処分について（市長提出）
- 日程 第18 認定第 1号 平成29年度那須烏山市一般会計決算の認定について
（市長提出）
- 日程 第19 認定第 2号 平成29年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認
定について（市長提出）
- 日程 第20 認定第 3号 平成29年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定
について（市長提出）
- 日程 第21 認定第 4号 平成29年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の
認定について（市長提出）
- 日程 第22 認定第 5号 平成29年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定に
ついて（市長提出）
- 日程 第23 認定第 6号 平成29年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算
の認定について（市長提出）
- 日程 第24 認定第 7号 平成29年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定
について（市長提出）
- 日程 第25 認定第 8号 平成29年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認
定について（市長提出）
- 日程 第26 認定第 9号 平成29年度那須烏山市水道事業会計決算の認定につい
て（市長提出）
- 日程 第27 付託第 1号 請願書等の付託について（議長提出）
-

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開会]

○議長（沼田邦彦） おはようございます。傍聴席の皆様には、早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、平成30年第4回那須烏山市議会9月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係課長及び代表監査委員の出席を求めていますので御了承願います。

次に、本日からの定例会に当たり、去る8月28日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、御協力くださりますようお願い申し上げます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（沼田邦彦） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に、

7番 矢板議員

8番 滝口議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（沼田邦彦） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から9月19日までの16日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の日程は、送付してあります会期日程表により行いますので御協力願います。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

○議長（沼田邦彦） 日程第3 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

なお、以降の議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略します。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について専決処分いたしましたので、報告するものであります。

専決処分の内容は、平成30年5月15日午前7時55分ごろ、市道田野倉小白井線、那須烏山市三箇地内において、相手方車両が当該地を通行中、当該市道上に発生していた陥没穴に脱輪し、左前輪タイヤのサイドウォールに亀裂が生じパンクさせてしまったものであります。

なお、損害賠償額は相手方車両の修理代であり、損害賠償額1万9,100円のうち市の過失割合を30%相当額として、5,730円を市が支払うことで和解が成立したもので、御報告申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります。この際、質疑があればこれを許します。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 今回はわずかな補償額で済みましたから、これは幸いであったかと思いますが、私、この市道の管理責任につきましては、去る6月定例会一般質問の中でも申し上げたばかりであります。そのときの質問の中で、破損している路面の現状を知らずながら放置しては、道路法からして道路管理者の重過失にならないかと申し上げたところであります。それに対して担当課長から反論がありまして、決して放置などはしていない、わかり次第、穴埋めはしているというようなことで、恐れ入ったわけなんです。実際、今回のこの写真がついていますね。この現場写真から判断しますと、この舗装の穴というのは相当前からあいていたように判断されますね。

それともう一つ申し上げたいんですが、この事故現場の田野倉小白井線、西野地内の舗装・補修と、あわせて側溝整備、これに関しましては平成23年12月22日付、今からでは7年ほど前なんです。地元の西野、小白井の自治会長さんから連名で陳情書が提出されているこ

とは、これは事務局のほうでも御承知のことと思います。

このときは、議会は早速、現地調査をいたしまして、その結果、陳情は妥当として採決をしています。しかしその後、陳情に応えるための舗装修繕等を実施されているのでしょうか。これが1点。されていないとするなら、事故は起こるべくして起こったのではないかと考えます。まずこの点、お伺いします。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 先ほどの陳情の件なのですが、議員の言うとおりの平成23年の12月に陳情書を受理いたしまして、24年の3月議会において委員会付託ということで採択となっております。

採択に基づきまして、私どもは、全体で約2.2キロありますので、そのうち優先区間として側溝整備を先に250メートル区間、既に実施しております。その後につきましては、抜本的な改良等は財源等の確保が難しいものですから、随時スポット的に舗装修繕をしていることが現実でございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 8月31日付の新聞、これは課長も見られたかと思いますが、川俣市長を含めたこの地区の道路整備関係者でもって、徒歩でもって現地調査をしたようですね。その結果、川俣市長の談として、「実際に歩いてみて、子供たちにとって危険な場所があることを確認できた」とあります。それで早速、早急に対応できるよう要望活動などをしていきたいと、こう話しているわけでありませう。

それで、この際お伺いしますが、こういった市長の感じたこと、さらにこの陳情に応えるための舗装修繕等を実施する考えがあるのかどうか。特に今回、穴があいたあたり、あれから小白井のトンネルの付近も、十字路のトンネルまで、あの辺は課長、ひどいですよ。路面は相当ゆがんでいますし、舗装の路肩には穴があいています。ぜひ課長みずからこの辺を調査して舗装修繕すべきと思いますが、この辺のところ、いかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 路面の状態は、私もじかに歩いて、またみずから補修作業もしておりますし、状態はわかっております。ただ、現実的に抜本的な改良等の事業を導入するには財源確保ということがありますので、当面は危険箇所、今回、不幸にもこんな事故が起きてしまったんですが、スポット的な補修で当面は対応したいと思っております。

以上です。

○15番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

12番 渋井議員。

○12番（渋井由放） 本当に今、中山議員がおっしゃいましたが、少ない金額といいますが、小さい金額でよかったなと思います。それで、これのつけていただいている地図を見ますと、京運商事南那須倉庫というようなところのどうも出入り口なのかなと思われまして。そうすると大きい車がここを出入りして、出入りが多いとやっぱり破損が出るというようなことで、うちの市道にもそういう出入りが多いようなところ、これをよく注意して見てもらうという、これはお願いなんですけれども、そういうところをチェックしておけばこういう事故も少しは防げるのではないのかなと思うんですけれども、いかがでございましょう。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） この現場に関しましては今、議員言った運送会社がなかなかちょっとおとなしい……、表現ちょっと悪いんですが、何か自分が悪いことをしているみたいな感じで、私どものほうに破損状況を報告してくれていなかったのが現状でございます。ですからその後、面談をいたしまして、破損があったら私どもが即、直しますのでということで連絡、この現場に関してはしております。

あと今、渋井議員言ったように、大体、大型の出入り等が頻繁に起きる箇所につきましては私どもで把握していますので、その箇所を今後、重点的にパトロール等をやっていきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井議員。

○12番（渋井由放） 市のほうと、わざわざここへ遠くから出てきてくれている会社さんとよく道路を守るというようなコンセンサスがとれるようお願いして質問を終わりますが、答弁は結構でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○議長（沼田邦彦） 17番 平塚議員。

○17番（平塚英教） 報告第1号でございますが、道路の破損に伴う走行中の車両のパンクということでございまして、これはかなり金額は低いんですけれども、場所によっては非常に危険を伴う大きな事故につながる可能性を秘めているわけでございますので、早急に、こういうような事故が起きてからでは困りますので、市道の点検と補修というんですかね、そういうものをやられているとは思いますが、さらに整備をお願いしたいなと思うんです。

私もあちこちの市道で、農道も含めてですけど、穴があいている、穴があいているということで都市建設課のほうに言うんですけれども、どんどん直していただいています。けど後から、後からあそこを直してくれ、ここを直してくれと言われますので、どこまで直って、どこまで直っていないのか自分でもわからないほど道路が穴があいている場合が多いんですよ。

そういうものについて、市の職員も当然、通勤に道路を利用されていると思うんですが、それぞれエリア等を決めて、行き帰りの中で道路の破損等があったらすぐに都市建設課のほうになぐということで、速やかに修繕を図るということを進めていただきたいと思います。

あと2つ目は、こういうように走行中の車両に、事故につながるという問題でございますが、前から私は指摘しておりますが、いわゆる民地とか、あるいは公用地、国有地の樹木の枝が道路にかぶっていると。これが今度も台風まがいの風が吹きましたけども、大分、山間地でも倒れまして、私も車をとめてどかしながら通行したというようなことが何回かあったんですが、そういう問題が、今、台風通過中でございますので、また起きかねないわけで、倒れてからとまればそれは大丈夫ですが、通行中に倒れると大きな事故になりますので、その辺、当然、それぞれ所有者に通知のほうはされているとは思いますが、特にこれは県道になっちゃいますけども、上境の一の沢から大木須のほうへ行く道路、特に国有林、いわゆる雑木ですけども、国有林が県道を大分、覆っているんですよ。

これ、地元の方からも、行くたんびにあそこどうするんだ、あそこどうするんだということでおしかりを受けておりますので、営林署のほうに、危険を伴うので早急に道路に覆いかぶさっている樹木については伐採をするようにということで進言をしていただきたいと思いますと思うんですが、その2点について御回答をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） まず、支障木の、市道に関することなんですけど、今議会の議案第1号の補正予算にそういった費用を盛り込んでおりますので、御審議のほどお願いします。

あと、県道につきましては、道路管理者が栃木県烏山土木事務所なものですから、こちらのほうからその事情を、私ども状況わかっていますので、烏山土木事務所の保全部のほうにいろいろお願いに行ってみようと思います。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 最初のほうの質問なんですけど、それはわかっているんですよ。問題は、各職員が自分の通勤のときにそれぞれエリアを決めて点検して、都市建設課に集中するような仕組みになっていますかと、こういうことなんですけど、御回答がないのもう一度確認します。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 職員には以前は呼びかけとかやっているんですが、最近そういうことで私、今ちょっと考えているのは、行政区長とか地域住民、市職員、もちろん職員も住民ですから、全てが道路モニターになってもらいまして、今後、道路の状態を日常的に

確認してもらいたい方法をやっていききたいということで、道路モニターとして協力の呼びかけ、まずは職員のほうから徹底して直ちにやっていききたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○17番（平塚英教） よろしくお願ひします。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 時間がないのであれなんですけども、ちょっと確認なんですけど、本市の財源を考えると、やっぱり優先順位を決めて使っていくという、これが大原則ですよ。それで、このぐらいの穴がどうなんだとかそういうことも含めて、やっぱり全部100%きれいになっていくことにはいかないんですけども、そういう目で見たときに、裏の道って、この場所を求められたときに、例えばここを40キロで走っていて、この写真見て、パンクするというのがですね……。

それで、その率を決めるときに警察に入ってもらって、例えば40キロ道路を50キロで走っていたといたら、こういうのってやっぱり賠償責任を問えるのかどうかまで含めてやらないと、この前の滝のところまで枝が出ていたものにぶつかって、40万円だか何だか払うと、こういうのも一般市民、我々の価値観でいうと、それって本当にそこまで本当にやるのかよと。お金が何ぼでもあるんだったらいいんですけども。という、そこまで、丁寧な言い方で、やっぱり主張すべきところは主張すべきではないかなということは思うんですけども、その点が1点。

それと、当然この会社の倉庫のところでも大型車がたくさん出入りするんで、この写真で見ると、この内側、これは市の道なのかな。要はこれも含めて企業のほうにも協力を求めるというか、そういう話し合いも、頭を低くしてでもお願ひすべきじゃないかなと思うんですけども、それらについての見解を、その2つ、お願ひします。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 賠償に関しましては、私ども保険で対応していますので、その中身の審査というのは全て保険……、私どもも事実関係を保険会社のほうに上げて、それでその中身の審査等は全て保険会社が審査をして、それで賠償を決めている現状でございます。これはあくまでも保険の範囲内のということです。

あと、先ほどちょっと言ったんですが、この運送会社についてはちょっと奥ゆかしいことで、路面が壊れているとかというのをずっと教えていただけなかったんで、この事件以後、運送会社とお話をしまして、市道に関しては私どもで、先ほど言ったんですが、補修しますということで、状態を報告してくださいということは話し合えてきていますので、よろしくお願ひします。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 趣旨が伝わっていないようなんですけど、自分がお金を出す側にとって、保険会社に任せておくからというのではなくて、やっぱりお金を払うほうが、相手の過失もやっぱりちゃんと保険会社は見てくださいということを手張してもいいのであって、保険会社が全てだから保険会社が7払えとか3払えといったら、はいって、それは幾ら何でも人がよ過ぎるのであって、やっぱりこちらのほうはきちんと制限速度を守っていたんですかということとは言うべきだと思うんですよ。それについての見解を聞いたかったのが1つです。

あと2番目のほうは、企業側のほうにもトラックでたくさん市道を通ったりするので、できればプラスアルファでここは舗装するときにはこのところの合わせのところは業者さんのほうも強目につくってねとか、そういうことを言うべきではないかなという、その2つについての見解を求めたんですけども、それだけちょっと確認させてください。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） ちょっと説明が下手で申しわけないんですが、支払額につきましては、私どもがお金を払うわけじゃなくて、保険会社が支払いますので、その金額等、過失割合、今回の場合ですと昼間で明るいときで直線道路で雨が降っていないということで、保険会社の基準に基づきまして保険会社のほうが支払うということになっております。私どもが支払うとか、支払額は決めるわけじゃないものですから。

あとそれと、この既存の運送会社につきましては、もうこれは既存ということで、今さらどうのこうのと言うことは法的にできないもので、それは信頼関係で道路モニターになってもらうということですね。

あと、新規にこのような事業所ができる場合、これは当然、道路法の手続等がありますので、そちらのほうはちゃんとやっていますので、よろしくお願いします。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 3回目なのでおしまいですが、2番目の話はわかりました。1番目は、やっぱりうちが払う、保険会社が払うとかそういうことではなくて、保険金はうちが払っているわけだから、やっぱりこういう見方をお願いしますよというのはぜひ言ってほしいなのをお願いして、おしまいにします。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） ただいまの報告第1号について、私ももう一度、改めてお聞きしたいと思います。

これは田野倉小白井線ですけれども、先ほど中山先輩が言われたように、平成23年度に西野、小白井の自治会の連名で陳情が出て、それで経済建設委員会で現地を視察して、議会は通

っているわけですね。この道路、大変交通量が多いです。そしてこの事故現場の写真を見ていただいておりますように、道路自体にも相当亀裂が入っております。カーブもありますし、それから道も傾斜しております。大変危ない。そこに全然、歩道もない状態であります。

そういうことから、平成23年度に自治会からそういう陳情が出て、当時の経済建設委員会で可決をしたものだという経過を私は覚えておりますけれども、ちょこちょこ100メートルぐらいずつ側溝の整備ぐらひはやっていただいているようでありますけれども、この路面がこういうひび割れが全体的に、この道路は特にできているところです。また、車も長者ヶ平のほうから、小白井のほうから、三箇トンネルのほうから来る車と、それから大金・田野倉方面から向かう車と、かなり狭いところをスピードを出して来る、大変危険な道路であります。

ですから、都市建設課としては市内至るところ危険なところ、あるかと思うんですが、どうか優先順位を決めて、本当に交通量の多いところ、そういうところを重点的に優先順位、予算を鑑みながら修理・改善をしていただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 事業の必要性に関しましては、私も十分わかっていますが、問題は財源の確保ということで、事業化するまでにはちょっといろんな方面で調整が必要だと思います。ですから、先ほど言ったように、当面の間はスポット的な修繕でやっていかななくちゃいけないということが現実でございます。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） 小田倉課長の言い分もわかります。予算もありません。その中で都市建設課の方々は限られた範囲であちこちの道路修繕の要望にに応じているのが現状かなと思いますけれども、本当にこの田野倉小白井線、交通量も多くてスピードを出して、歩道がないんですね、全然ね。それで、ここの西野の方、地権者は全部、歩道の拡幅並びに側溝の拡幅をするならば土地を提供するということばかりでございます。その辺のことも踏まえて、この道路の亀裂の状態を見ていただいてもわかるかと思うんですが、これがずっと小倉あたりから続いているわけでありまして、いつ事故が起きてもおかしくないような状態でございます。どうかそれを念頭に置いて、予算のある限り整備を進めていただければなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 今の議員提案のとおりで、今後いろいろ、いろんなことで方策を練りまして、事業化について頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）は、報告のとおりでありますので御了承願います。

◎日程第4 報告第2号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出について

○議長（沼田邦彦） 日程第4 報告第2号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、那須烏山市農業公社から平成29年度経営状況説明書が提出されましたので、報告するものであります。

市農業公社は、一般財団法人として市が定めます農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により、地域や自治体からの強い要請を踏まえ、農業の振興と農業者の経済的・社会的地位の向上に寄与することを目的として、農地の集積・集約化の推進を図る農地利用集積円滑化事業等の公益事業に取り組んでおります。また、農業者の受託事業、病虫害防除の航空散布受託事業、飼料用稲（WCS）の供給事業等を主な事業とする収益事業は、昨年4月に設立しました株式会社アグリ那須烏山が継承し、引き続き事業を行っております。

昨今の農業情勢は、依然として農業従事者の兼業化や高齢化、後継者不足等に加え、耕作放棄地の増加に伴い、ますます農業経営基盤の脆弱化や農業生産力の低下を招いております。このような状況の中、農業公社に寄せられる農家からの要望は多種多様化しており、その付託に応えるべく、農業公社の責務は非常に大きいものがございます。現在は地域農業の担い手への農地利用集積の推進、担い手の育成・確保の役割に当たる公益法人としての農業公社と、農作業の受託事業等における収益法人としての株式会社アグリ那須烏山との両輪により、農業の諸問題を解決するため、また、地域農業の活性化をつかさどる組織として、農家の大きな受け皿となるべくその役割を果たしているところであります。

さて、農業公社の財政状況は年々、安定的な経営に向かっております。今後は分社化により公益事業と収益事業との分離により、効率的かつ効果的な事業が展開されるものと期待するところであります。

詳細につきましては農政課長から説明させますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し

上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の詳細説明を求めます。

菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 命によりまして、一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の補足説明をさせていただきます。

初めに、平成29年4月3日に、一般財団法人那須烏山市農業公社が100%出資し、株式会社アグリ那須烏山を設立したことにより、農業公社の収益部門を移管しておりますことを御報告させていただきます。

それでは、お配りしております資料の1ページをお開き願いたいと思います。農業公社では、1の事業概要にあります8項目の事業を実施しております。この中から主な事業について報告させていただきます。

初めに、1の農地利用集積円滑化事業でございます。この事業は、農業経営が困難となった農業者から、農地を貸したい、農作業を委託したいといった相談があった場合、農業公社が中間に入りまして、地域の認定農業者、集落営農組織等に農地の貸し付け等の手続を行うものがございます。平成29年度、農業公社が借り受けたものが58件、46.9ヘクタール、農業公社から認定農業者等へ貸し付けたものが23件、面積は同様でございます。また、農地の所有権移転の支援としまして、栃木県農業振興公社が行います農地売買事業で農業公社が仲介したものが1件、0.1ヘクタールございました。

次に、2ページをごらんいただきたいと思います。飛ばしまして、6の那須烏山市からの受託事業としまして、市民ふれあい農園の管理運営を受託しております。現在の入園者数は5名。13区画を貸し出しております。

続きまして、7の農業機械リース事業でございます。この事業は、農業公社所有の18台の農業機械を株式会社アグリ那須烏山に貸し出し、リース料として農業公社の収入としているものがございます。

続きまして、8のその他目的達成のための事業ということで、農作業受委託推進事業でございます。この事業は、兼業農家等から米麦を中心とした農作業の全部または部分作業を受託し、地域の認定農業者、あるいは集落営農組織と調整を図りながら、株式会社アグリ那須烏山に委託したものでございます。内訳は、(2)から(5)記載のとおりでございますが、内容につきましては、この後、株式会社アグリ那須烏山の事業報告の中で御説明させていただきます。

3ページから4ページにつきましては、主たる会議、役員、事務局等の状況でございますので、ごらんいただければと思います。

事業報告は以上になります。

次に、財務諸表等について御説明申し上げます。法人会計基準によりまして、必要な書類の貸借対照表、正味財産増減計算書を6ページ以降に記載してございます。

10ページをお開き願いたいと思います。平成29年度正味財産増減計算書であります。初めに1、一般正味財産増減の部のうち(1)経常収益でございますが、10ページ中ほどにございます経常収益計3,048万1,268円。次に、(2)の経常費用でございますが、11ページ下から2段目になりますが、経常費用計3,170万104円。12ページ1段目の当期経常増減額、経常収益から経常費用を差し引いた金額でございますが、当期経常増減額マイナス121万8,836円となっております。

なお、経常収益、経常費用とも対前年比2,000万円以上の減となっておりますが、これは収益事業を株式会社アグリ那須烏山に移管したためで、大幅減となっております。御了承いただきたいと思います。また、経常費用のうち、0円または大幅減となっております科目につきましても同様でございます。

財務諸表の説明は以上になります。

次に、昨年度、設立いたしました株式会社アグリ那須烏山の事業報告につきまして御説明申し上げます。19ページ、20ページをお開き願いたいと思います。株式会社アグリ那須烏山では、1の事業概要にございます5項目の事業を実施しております。2の事業実績に事業内容を記載しておりますが、概要のみ説明させていただきます。

初めに、1の土地利用型農業の経営のうち、(1)無人ヘリコプターによる農薬等の航空散布事業でございます。この事業は、農家の重労働の解消と水稻の品質向上対策として継続的に実施しているものでございます。昨年度の実績が合計で1,257.4ヘクタールでございます。

次に、(2)飼料用稲(WCS)供給事業でございます。この事業は、市内の転作田に飼料用稲を耕種農家に作付してもらい、株式会社アグリ那須烏山が刈り取り、ラッピング作業というものを行い、畜産農家に販売している事業でございます。昨年度は、高瀬、藤田地区で26.6ヘクタールを作付いたしました。個数にしますと2,525個、市内畜産農家を中心に販売いたしました。また、昨年は県の補助事業を活用しまして、汎用コンバインを導入したことにより、より品質の高いWCSを生産することができました。畜産農家からも高評価を得ております。

次に、(3)飼料用米生産事業でございます。農業公社が中間に入り株式会社アグリ那須烏山が借り受けた水田8ヘクタールに、飼料用米を作付したものでございます。

次に、2の農作業等の受託でございますが、農業公社から委託を受けた農作業を資料記載のとおり実施いたしました。

(2)稲作の主な受託作業としまして、田植え作業が9.3ヘクタール、稲刈り作業が

23.5ヘクタールで、年々増加傾向でございます。

(3) 麦、(4) の大豆につきましては、無人ヘリコプターによる防除作業でございます。

なお、資料にはございませんが、参考までに平成29年度の売り上げを申し上げますと、純売上高が3,922万284円、売上原価が3,164万9,710円という決算になりました。

説明は以上となりますが、農業公社につきましては、さらに体制の強化を図りまして、農家の付託に応じてまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件は報告案件であります、この際、質疑があればこれを許します。

13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） ただいまの報告2号について、2点ほどお伺いいたします。

今、担当課長のほうから説明があったわけでありませうけれども、私は議員になつてずっと前から言っているんですが、2ページの那須烏山市からの受託事業、市民ふれあい農園事業ですね。これ、40区画あって、昨年度の実績は13区画、5人に13区画を貸し出したということでございます。

ずっとこれは前から、40区画あつても利用者は二、三割程度ではないのかなと私は思っております。ですから、これは何も市がこの土地を借りて、3割ぐらいしか利用されていないのであれば、地権者に返してもいいじゃないか、また、1区画30平米で40区画ですから1,200平米あるわけですから、ここを違う形で、貸し農園じゃない、もっと違う形で活用する方法もあるんじゃないかということは議員になつて間もなくからずっと言っているんですが、これはずっとこのまま今回も3割ちょっとしか利用者がいない、それで市のほうで確か40万円出しているのかな、これ。指定管理か何かのあれでね。こういう無駄を、市長、川俣市長、こういう無駄もよくチェックしていかないと、慢性的な、もう10年ぐらい前からのこういう問題ですから、改善されないのであれば、こういうところもメスを入れていくべきじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

それからもう一点でございますけれども、株式会社アグリ那須烏山についての説明を伺いました。しかし、この株式会社アグリ那須烏山の決算書は我々のところには出ていない。法的には問題がないんだとは思いますが、やはり株式会社アグリ那須烏山の決算書がないと、農業公社の経営状況の判断も我々も実際のところちょっとしにくいなと思うんですが、この株式会社アグリ那須烏山の決算書も提出いただけるかどうか、あわせてお伺いいたします。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 1点目の、ふれあい農園の委託でございますが、再三、議員には

御指摘をいただいているとおりでございますが、現在、農業公社、3年置きに指定管理制度で管理委託をしております。本年度が最終年度ということになります。

現在の市民ふれあい農園周辺の活用状況を見ますと、やはり今後の必要性も考えなくてはいけないなというのは前々から検討してまいりました。現状に合った活用というのが最適だと考えておりますが、現状に合った活用ということで申し上げますと、今、市民ふれあい農園の大部分は観光いちご園が活用しております。さらに大和久福祉会もパン職人いっぴで活用されておりますけども、最近、昨年から花の苗を生産しております。そういった意味で一部貸し出しもしております。

ですから、残りの13区画を一般市民に活用していただいておりますけども、今後の現状に合った活用を考えた場合に、事務局としましては、今回の指定管理の満了を機に、市民ふれあい農園は廃止の方向で考えていきたいと考えております。

廃止後は、先ほど申し上げましたとおり、現状に合った有効活用、これが図れるように調整をしてみたいと思っています。もしばらくお時間いただきたいと思います。

2点目の、株式会社アグリ那須烏山の決算書の部分でございますが、今回、添付義務はないんですが、やはり整合性、数字がわからないという意見も各議員からもいただいておりますので、会期中に用意しまして、決算書の部分、議員の皆様にお配りさせていただくということで御了解いただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） 市民ふれあい農園につきましては、今年度で指定管理も一旦区切りとなるところで検討したいということですね。これはこれだけの利用しかないのであれば、やはり地権者に返すか、あとは同じ借りるにしても、ここでイチゴ農園とかパン職人いっぴとかそういう施設があるわけですから、駐車場なんかもイベントなんかをやると足らなくなりますよね。そういう駐車場なんかとして、もし返すことができないのであれば、駐車場なんかとして活用したり、いずれにしる現状に合った形、それから市の財政の負担にならないように改善をお願いしたいなと思います。

それから、株式会社アグリ那須烏山の決算書については、会期中に我々議員に配付してもらえということですね。はい、了解です。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 平成29年度的那須烏山市農業公社の事業報告書並びに財務諸表等の報告ということでございますが、昨年度から株式会社アグリ那須烏山を立ち上げて、そこに収益事業を委託したということが大きな変化かなと思うんですけども、先ほど株式会社アグリ那須烏山の事業報告の経営状況については、収益のほうで3,922万何がしということで、

経費のほうで3,165万円ということで、差し引きますと750万円程度の収益があったのかなとお見受けするんですけども、この農業公社本体のほうは、先ほど課長のほうから説明ありましたように、収益のほうで3,048万1,000円ということで、経費のほうで3,170万円、差し引き121万8,000円マイナスと、こういうふうになっているんですよ。

どうもそこら辺が私、わからないんですよ。収益部門をどこかに委託して、もうかるのをやってもらうのはいいんですけど、それが農業公社の本体のほうの事業のマイナスになると。これはおかしいことになるんじゃないのかなと。簡単に言えば、今まで農業公社がやっていたものを別なところに委託するわけですから、当然、経理はダブりますよね。農業公社のほうと株式会社アグリ那須烏山のほうと。その分だけ経費の事務作業がかかりまして、経費が簡単にかかっちゃうんじゃないのかなと。

したがって、片方が750万円もうかっているのに、片方は120万円のマイナス、こういうことではちょっと意味がよくわからないので、その辺、ちょっと説明していただきたいというのが1つと、あとは株式会社アグリ那須烏山の株式なんですけど、これはどこどこがどの程度出資をして、この株式会社が運営されているのか、その辺、説明をお願いいたします。

さらにもう一点、ごめんなさい。もう一点は、農業公社の7番の、2ページの7番、農業機械リース事業というので、農業公社所有の18機械を株式会社アグリ那須烏山に貸し出しを実施しているというんですが、当然これは株式会社アグリ那須烏山から貸付使用料はいただいていると、こういう理解でよろしいんでしょうかね。その辺の説明をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 1点目の収入のもうけと赤字とその関係でございますが、平成29年度の今回の決算について、一番大きいのは実は消費税の問題です。決算では平成29年度、農業公社のほうから租税公課の欄に、細かくちょっと備考の欄に書いてございませんが、消費税百万何がし入ってございます。その分、やはり平成28年度に対する消費税でございますので、来年度からは株式会社アグリ那須烏山のほうが決算のほうに支払うと、株式会社アグリ那須烏山のほうから消費税は支払うという形になってくると思います。ですから、公益事業の農業公社はとんとんかなというふうな毎年の決算でございます。これはざっくり申し上げた内容でございます。

2つ目の出資につきましては、一般財団法人農業公社が100%出資して、株式会社を立ち上げております。

3つ目の、農業機械のリース事業18台の貸し出しにつきましては、決算書で申し上げますと、10ページの正味財産増減計算書の中段に、農業機械リース事業収益という欄がございます。

す。490万何がしてございますが、この分を減価償却相当分ということで株式会社から収入として入れております。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 説明を聞けば大体わかるんですが、問題は、先ほどちょっと触れましたけど、要するに農業公社直営であったものを株式会社アグリ那須烏山に収益事業を委託すると。これは経費のダブリになりはしませんかと。それを踏まえてもそのメリットがあるんだというのをちょっと聞いたかったんですが、どういう理由で直営事業から株式会社アグリ那須烏山に委託をすることになったのか、その中身について説明をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 収益部門と公益部門を分けたそもそもの理由は、やはり農家の委託が非常に今後ふえてくるということで、やはり農業法人化しないと、農地の耕作権が農業公社で持てないというのが一番の理由でございます。現に平成29年度の事業報告の中で、8ヘクタール、株式会社アグリ那須烏山として生産事業を行いました。その分が今後ますますふえていくものかなと予測しております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

3番堀江議員。

○3番（堀江清一） 今の農業機械リース事業に関連してなんですけども、機械の購入に当たっては入札制度で行われているのでしょうか。また、参入できる業者というのは何者ぐらいあるのかお伺いいたします。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 今のリース事業の件でございますが、農業公社が所有しておりました18台の農業機械を株式会社アグリ那須烏山のほうに貸し出すということで、お互いに契約に基づいて定めておりますので、民間のリース会社からというところではございません。あくまでも親会社から株式会社に貸し出している。それで使用料をいただくという形でございます。

○議長（沼田邦彦） 3番堀江議員。

○3番（堀江清一） 済みません、質問がちょっと勘違いされたかと思いますが、農業公社で購入されている機械というのは、費用というのはかなりの割合を占めると思うんですが、入札制度で購入されている機械なのかどうかということをまずお伺いしたい。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 農業公社と株式会社の今後のそういったリース事業の考えかとは思いますが、基本的に農業公社の機械購入というのは、やはり一番経営を圧迫する高額な機械ばかりでございますので、現所有のものも全て補助事業等で購入したもののばかりでございます。

今後、耐用年数も切れるものもございます。そういったことは農業公社と今後、検討していくことかなと思っておりますので、こういうふうに行くというのは私のほうからはまだ申し上げられないので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 3番堀江議員。

○3番（堀江清一） 済みません、ということは農業公社で購入されている機械というのは、補助事業を利用して購入されているというのがほとんどという形によろしいんですか。補助事業に当たっても、機械を購入する業者というのは入札制度でやられているのか、また、参入できる業者というのは何者ぐらいあるのか、ちょっとお伺ひしたいんですが。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 大変、違う方向で答えてしまって申しわけありませんでした。確かに補助事業で購入した機械がほとんどでございます。やはり農業公社のほうで入札に基づいて行っておるのが現状です。

その入札に参加する業者数等は、ちょっと細かいところは農業公社のほうに伺わないとわかりませんが、基本的には市内の業者を優先的という考え方を持っております。

○3番（堀江清一） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） 11番田島議員。

○11番（田島信二） この農業公社と株式会社アグリ那須烏山とで無人ヘリコプターの農薬散布をやっていますが、どちらが本当なんですか。2社ともやっているんですか。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 平成29年度につきましては、農業公社でまず注文を受けます。その注文に対して株式会社アグリ那須烏山のほうに委託をするという形でございます。よろしいですか。両方でやっているというわけではございませんで、平成29年度は設立の年でございますので、受け付け等は農業公社が行って、その分を株式会社アグリ那須烏山のほうに委託して作業をやっていただいたというところでございます。

○11番（田島信二） 了解。

○議長（沼田邦彦） 10番相馬議員。

○10番（相馬正典） 済みません、ちょっと勉強不足で申しわけないんですけども、一応、那須烏山市農業公社と株式会社アグリ那須烏山の関係なんですけども、当然、株式会社と

なれば、社長がいてそこに職員がいるというような形になると思うんですね。現在の社長というのは、この農業公社の理事長と考えてよろしいのかどうかと、職員なんですけども、当然、別なのか、もしくは代行してやっているのか、そういうところをちょっとお伺いしたいんですけども、できれば会社の概要みたいなのがどこかで見られるとありがたいかなと思います。どうでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 株式会社アグリ那須烏山の代表取締役は、農業公社の事務局長が担っております。職員については、農業公社の管理係、作業をやる方ですが、出向という形で行っております。

以上です。

あと、株式会社アグリ那須烏山の概要版でございますが、冊子としてまだ紙ベースでできているものが私の手元にありますので、もし必要があればお配りしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 10番相馬議員。

○10番（相馬正典） そうしますと、株式会社ですから、そこで当然、給与とか事務経費が発生すると思うんですけども、その辺について、農業公社との境目というのはあるんですかね。一緒にやっているんですかね。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 農業公社の事務局長については、一般会計予算でございます事務局長の給与相当分は市のほうから補助金として農業公社に交付しております。

さらに、理事長、それから事務を担当する者、それから作業員については3名でございますが、やはり収益部門から支払わないと給与を支払えませんので、出向という形で株式会社アグリ那須烏山に出向して、株式会社アグリ那須烏山の収益から給料をいただくという仕組みでございます。

○10番（相馬正典） わかりました。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 大分、時間も迫っていますので、2点ほど簡単に質問しますので、簡単に御答弁をいただければと思います。

まず1点目、農業経営者の高齢化が進んでいますね。そういう中で、農業公社の役割はますます増大化すると思われるんですが、農業公社の現体制で対応できるのでしょうか。課長としてどう考えているか、これは担当課長、お願いします。

それと、農業公社の課題とするところは何でしょうか。実は対前年、平成30年度は農業公社に対する補助金が三百何万円か減額されたように記憶しておりますが、これでもやっていけ

るのかなと思ひまして、それらも含めて御答弁をいただきたいと思ひます。

○議長（沼田邦彦） 菊池農政課長。

○農政課長（菊池義夫） 1つ目の、農業公社の現体制で対応できるかという御質問でございますが、議員御指摘のとおり、農業公社への農作業の委託はますます増加するものと私も考えております。現状の体制では、農作業の受委託にも限界は確かにあります。それが今後の課題にもなりますけれども、地域と連携した営農体制の確立を目指して、作業のオペレーターの育成・確保ということで現在も調整に入っているところでございます。市としましても支援していきたいと考えております。

2つ目の、農業公社の課題でございますが、今申し上げた内容もありますが、やはり農業公社の職員体制の強化というのはどうしても最重要でありますけれども、いろんな各種、今現在、行っております事業の面からしますと、やはり農業公社が請け負っている農地の維持管理の問題、当然、作業員が少なければ草刈りも水回りもできません。目が行き届かないというのが現状でございます。ですから、農業公社の職員だけでは管理し切れないのが現状でありますので、いかに地域に農作業の協力体制、こういったものをつくって事業を充実させていくかということが今、課題でございます。

また、もう一つでは、飼料用稲というものを非常に、今WCS事業を行っておりますけれども、やはりコストがかかります。ですからこの辺を生産コストを削減して、畜産農家が好む高品質な飼料生産というものは図っていかなきゃいけないというのは、やはりどうしても課題じゃないのかなと思っております。

またさらに、農業公社所有の、先ほども質問ありました農業機械につきましても、非常に高額な機械ばかりでございますので、当然、経営の損益に大きく影響しますので、現状をしっかり把握して、計画的な機械の維持管理に努めていかなきゃいけないというのが私が申し上げた3つでございますが、いろいろそのほかにも課題は抱えておりますので、やはり農家が、これから農業公社に安心して任せられるように、農業公社が受託できるようにやはり体制を整備していかなきゃいけないなと考えております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 御答弁ありがとうございます。優秀な担当課長さんですから、御期待申し上げます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、報告第2号 一般財団法人那須烏山市農業公社の経営状況説明書の提出については、報告のとおりでありますので御了承願います。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第5 報告第3号 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率について

○議長（沼田邦彦） 日程第5 報告第3号 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 報告第3号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率とその算定基礎事項を記載した書類について、監査委員の審査に付しましたので、その意見をつけて報告するものであります。

健全化判断比率等の4つの比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、ともに該当はありませんでした。実質公債費比率につきましては7.1%で、対前年度比0.2ポイントの減であります。これは地方債の元利償還金の額が前年を下回ったことにより、実質公債費比率が改善されたものであります。将来負担比率につきましては8.9%で、対前年度比11.0ポイントの減であります。これは合併特例債の償還終了などにより、地方債現在高が約7億8,000万円減額したことや、公営企業等に対する公営企業債の繰出見込額及び広域行政事務組合への負担見込額が減額したことにより、将来負担額が改善されたものであります。資金不足比率につきましては、該当ございません。

平成29年度健全化判断比率につきましては、基準を下回り、健全段階にあると言えますが、普通交付税合併算定替の段階的な縮減により、今後の財政運営につきましては厳しい状況が確実視されております。そのため、一層の行財政改革に取り組み、健全な財政運営を図ってまいり所存でございますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明が終わりました。

本件も報告案件であります、この際、質疑があればこれを許します。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 説明で大体理解はするんですが、この資料の2ページと言ったらいいんですかね、資金不足比率があるんですが、その中に資金剰余額というのがありますよね。これは簡単に言うとどういうような意味なのか、それぞれ会計ごとに説明をいただきたいと思うんですが、なぜ余っているのか、剰余額があるのか、その辺、説明をお願いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 2ページです。資金不足比率の内容、剰余額について御説明申し上げます。

まず最初に、農業集落排水事業特別会計、下水道事業特別会計、簡易水道事業特別会計につきましては、議員に配付してございます決算書の実質収支額と同額になっております。いわゆる昨年度の決算の剰余金ということでございます。

水道事業会計につきましては、流動資産から流動負債を引きまして、さらに控除企業債というものを足した金額でございますので、いわゆる資産から負債を引いた残りということで、単純に言うとその剰余金があるということでございます。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、報告第3号 平成29年度健全化判断比率及び資金不足比率については、報告のとおりでありますので御了承願います。

◎日程第6 議案第10号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について

○議長（沼田邦彦） 日程第6 議案第10号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第10号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、教育長を除く教育委員4名のうち、阿久津昌子委員が平成30年11月29日をも

って任期満了を迎えるに当たり、引き続き委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき議会の同意を求めます。

阿久津氏は、平成26年11月30日から教育委員会委員として御活躍いただいております。人格は円満かつ高潔であり、教育、学術、文化に関して高い識見を有されております。本市の教育施策の総合的な推進を図るため、阿久津氏には引き続き教育委員会委員を務めていただきたく、議会の同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、御同意くださるようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第6 議案第10号 那須烏山市教育委員会委員の任命同意について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第10号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第7 議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（沼田邦彦） 日程第7 議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題

といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第11号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者につきましては、人権擁護委員法の規定に基づき、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦することになっております。現人権擁護委員の平塚禮子氏及び橋本恵子氏が平成30年12月31日に任期満了を迎えるに当たり、後任の人権擁護委員として、引き続き橋本恵子氏と、今回勇退されます平塚禮子氏にかわり、新たに郡司マサ子氏を推薦したく、提案するものであります。

橋本恵子氏は、平成28年1月1日から1期3年間、人権擁護と人権思想の普及・推進に邁進され、宇都宮人権擁護委員協議会では男女共同参画委員会に所属され、同協議会事務局員も務められており、引き続き人権擁護委員としての御活躍を御期待申し上げるものであります。

また、今回新たに推薦いたします郡司マサ子氏は、誠実温厚なお人柄で、旧烏山町役場に勤務の後、烏山町森林組合、那須南森林組合に勤められ、行政や公的団体での経験が豊富であります。橋本、郡司両氏とも、地域住民の信望が厚く、人権擁護委員として適任者でございます。

なお、勇退されます平塚禮子氏は、平成22年1月1日から3期9年にわたり、人権の擁護と人権思想の普及高揚に貢献されました。ここに平塚禮子氏の長年の御活躍に対しまして深く敬意と感謝を申し上げます。

以上、提案理由の説明とさせていただきますので、何とぞ御審議の上、御同意くださりますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

11番田島議員。

〔11番 田島信二 登壇〕

○11番（田島信二） 11番田島でございます。ただいま上程されました議案第11号人権擁護委員候補の推薦についての討論をいたします。私は賛成の立場で討論いたします。

まず、橋本恵子氏は、平成28年1月1日から1期3年にわたり人権擁護委員として活躍されております。また、宇都宮人権擁護委員協議会事務局の要職を務められるとともに、同協議会の男女共同参画委員会に所属されており、人格、識見ともに社会に通じており、引き続き活躍が期待される方です。

また、郡司マサ子氏は旧烏山町役場に勤務された後、烏山町森林組合、那須南森林組合に勤められ、行政や公的団体での経験が豊富であります。また、誠実・温厚な人柄で、地域住民の信望も厚く、広く地域の実情に通じた識見をお持ちの方です。人権擁護委員は、地域の方々から人権相談を受け、問題解決のお手伝いや人権侵害による被害者の救済、また、人権についての啓発活動等を行うため、人格、識見が高く、広く実情に通じた方が求められます。郡司氏は、人権擁護委員として求められる活躍が期待できる方ですので、まさに適任者であります。

以上、賛成討論といたします。

○議長（沼田邦彦） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第7 議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦について、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第8 議案第6号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第8 議案第6号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第6号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、個人情報の取り扱いに関する苦情申し出の方法と、申し出があった場合の実施機関等の対応を明確にし、運用の適正化を図るため、条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、補足説明のほうをさせていただきます。

本案は、6月議会におきまして渋井議員から個人情報の取り扱いに関する苦情対応の不備について御指摘があったことも踏まえまして、内容を整理して規定の整備を図ろうとするものでございます。

平成17年10月に制定された本条例であります。今までは苦情の処理について、第54条の「市長は、事業者が行う個人情報の取り扱いについて苦情相談があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない」という一文に頼るところでありましたが、今回の改正によりまして、個人情報の取り扱いに関する苦情申し出の方法と、申し出があった場合における実施機関等、対応をより明確にし、運用の適正化を図るものでございます。

それでは、詳細について御説明申し上げます。お手元の議案書をめくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

まず、目次における規定の位置づけでございますが、県内を含め、他の自治体では雑則の章の中に組み込まれておられる例が多いところでございますが、本市としましては、規定の重要性に鑑み、第4章の2として、単独の章として位置づけるものでございます。

そして、下段の第47条の2が今回、新設する苦情対応規定の実際の条文となります。まず、第1項で、実施機関と指定管理者の個人情報の取り扱いに苦情がある者が、当該実施機関と指定管理者に対し苦情の申し出を行えることを規定するものでございます。これは、県内では実施機関のみの対応を規定する例が大半となることから、指定管理者においても個人情報を取り扱う事務が想定されることから、本市としましては一步踏み込んで指定管理者に対する苦情の申し出についても明記し、市民などが苦情の申し出を行いやすい環境を整備するものとしたものです。

次に、第2項と第3項では、実施機関と指定管理者が苦情の申し出を受けた場合の対応について規定することで、申し出後の対応について明確にし、その適正化を図るものであります。

最後に、附則でございますが、本改正は速やかに施行する必要があることから、公布の日から施行することとするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

12番 渋谷議員。

○12番（渋谷由放） 早速、改正をしていただきまして、速やかにこれを行っていただくというようなことで、大変ありがたいことだと思います。ただ、そういう苦情がないような運営を当然しているとは思いますが、やはりこの条例をつくる私どもも議会として見逃した部分、あるんですが、相手の立場に立って、市民の立場に立ってというんですかね、今後ともそういう条例の策定というのをお願い、また、我々もチェックをしていくということで頑張っていきたいと思います。答弁は結構でございます。

○議長（沼田邦彦） 15番 中山議員。

○15番（中山五男） 今、出されていますこの行財政報告の中の情報公開制度の運用状況、これを見ますと、去年は29件ほどあったようですね。その中では不服申し立ての内容に対しては特別問題がなかったとされております。

そこでお伺いしたいんですが、今回、苦情の申し出という1項目が加わったわけですが、現に苦情の申し出のあった例があるのでしょうか。これについて1点、お伺いします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 今までにおいては、苦情の申し出はございませんでした。

○15番（中山五男） 了解しました。

○議長（沼田邦彦） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第8 議案第6号 那須烏山市個人情報保護条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9 議案第7号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第9 議案第7号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第7号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成30年10月1日から栃木県の最低賃金が時給800円から826円に改定が見込まれるのに伴い、本市の嘱託職員等において改定後の最低賃金を下回る場合の賃金額を引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては総務課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、補足説明をさせていただきます。お手元の議案書をめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

今回の改正は、市長の提案理由にもあったとおり、本年10月1日から栃木県の最低賃金が時給800円から826円に改定が見込まれることに伴い、本市の嘱託職員において改定後の最低賃金を下回るもの、具体的には現在、時給800円である一般事務補助員、子育て支援員、保育補助員、調理補助員、業務補助員の賃金額をそれぞれ時給830円に改めるものでございます。

栃木県の最低賃金改定の状況でございますが、ここ数年、高い上昇率で引き上げが進んでおり、平成25年度に718円であったところでございますが、昨年度800円に達し、今年度

も3.25%上昇し、826円に改定するよう審議会から栃木労働局へ答申があったところであり、10月までには改定の決定がされる見込みとなっております。

なお、嘱託職員を取り巻く状況でございますが、平成29年5月17日に地方公務員法と地方自治法が改正され、平成32年度からの会計年度任用職員制度への移行を主とした制度改革が行われることになっております。今般の制度改革は、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加している中、その適正な任用を確保するために行われるものであり、任用・勤務条件が大幅に改善され、期末手当などの給付も充実されるなど、従来の制度を抜本的かつ全体的に見直すものとなります。

本市においても、現在この移行準備に着手しており、その中で全体的な見直しを進めることとしておりますので、今回の賃金額の改正は、改定後の最低賃金を下回るものの改正にとどめることとするものでございます。

なお、施行は改定後の最低賃金の発効予定が10月1日とされていることから、同様に10月1日からとするものでございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

15番中山議員。

○15番（中山五男） これは引き上げたとはいっても、まだまだ安いのではないかなと感じているんですが、市役所の現職員、一般事務職員の初任給は月額、高卒で14万7,100円ですね。それで、大卒は16万8,600円。こういう月額になっているわけです。

それに対して、この臨時の嘱託職員は時給900円なんですが、そうしますと1日の勤務時間、これによって月額は幾らぐらいになっているのでしょうか。これは職種によって差があると思いますが、平均的な額について、月額についてお伺いいたします。そこで、全時給額、月額でもって生活できるだけの支給額になっているのか、この辺のところをちゃんと配慮されているのか。

3点目は、応募状況です。よく幼稚園、保育所の関係では、二次募集、また三次募集までやっていて、なかなか思うように募集人員が集まらないようなんですが、この現状についてお伺いします。

以上3点、お願いします。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） まず、1点目のほうにお答えしたいと思うんですが、時給での臨時職については、短時間、本当に1日長くても半日とか4時間とか、そういう方が多いもので

すから、日額にしてもその4倍ぐらい、900円だと3,600円と、その辺の日額になっております。

2番目にあわせてになるんですが、大体、時給での採用の方については、扶養の範囲で勤めている方が主な方でございますので、これをもって生活給にしている方というのは今のところいらっしゃらないようでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） それでは、3点目の応募状況といたしますか、今までの現状ということでお答え申し上げます。

保育士等については、既に皆様も御存じのとおり、募集を重ねてもなかなかこちらの予定した人数に達していないというような状況が続いておまして、それで足りない分を、例えば今、福田総務課長からもお話があったように、短時間の勤務で平日、勤めていただく方とか、スポット的に保育士等に急遽、休まなければならない事情が発生したときとということ、登録という形で、その登録も短時間の方もいれば、例えばこども館のほうですと週に2日とか1日とかそういった勤務の形態が若干、変わりますけれど、そのような状況で、今現在、そういった形に対応している状況ということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 3点質問したうちの1点目、この月額、短時間勤務もあるでしょうが、大体、正職員と同じような勤め方をした場合、私は1日の勤務時間を何時間に定めているかわかりませんが、それでもって月額というのはおよそ幾らぐらいになっているのでしょうか。これは算出していないのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 単純計算しますと、大体14万円弱ぐらいになるのかなと思えます。

以上です。

○15番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第7号 那須烏山市嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第7号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第10 議案第8号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第10 議案第8号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第8号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成30年4月27日に公布・施行されたことに伴い、家庭的保育事業者等が保育所等との間における連携施設を確保する際の例外規定等の一部が改正されましたことから、国の基準に合わせて所要の改正を行うものであります。

詳細につきましては、こども課長から説明させますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

神野こども課長。

○こども課長（神野久志） それでは、命により、ただいま上程中の議案第8号について補足説明をさせていただきます。

初めに、今回の条例改正の背景につきましては、今、市長の提案理由にもありましたとおり、平成29年の地方からの提言を受けた形で、その後の閣議決定を踏まえて省令の改正に基づき行うものでございます。

それでは、議案書のかがみをお開きいただきまして、最初に新旧対照表の1ページ、2ページ目をごらんください。まず、第6条に第2項及び第3項を新たに加えるものでありまして、内容的には、市が居宅訪問型保育事業を行う者を除く家庭的保育事業者等において代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、第2項の各号の要件を全て満たす場合においては、代替保育の提供を受ける連携施設、具体的には保育園や幼稚園、それから認定こども園の確保を必要としないという例外規定を設けるものであります。それから、第3項に関しましては、第2項の連携施設の確保を必要としない前提で、保育園それから幼稚園または認定こども園とは別に、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型、または事業所内保育事業を行う者などの代替保育の提供を受けることができますよというその確保を義務づけるというものでございます。

続きまして、2ページ、3ページ目をごらんください。これは第16条第2項第4号に新たに加えるものであり、内容的には、家庭的保育事業者等において食事の提供は自園で調理するという原則がありますが、その例外規定として、連携施設と、家庭的保育事業者等と同一の法人または関連法人が運営する小規模保育事業もしくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等と、共同調理場からの食事の搬入が以前から認められているところに、第4号に示されている事項に対応できるということを市が認めた保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者を追加するという内容でございます。

それでは、続きまして3ページ、4ページをごらんください。これにつきましては、制定附則第2条に新たに項を追加するものでありまして、内容的には家庭的保育者の居宅において実施される家庭的保育事業の許可を得た施設等について、子ども・子育て支援法及びこの条例の施行日の平成27年4月1日から2025年3月31日までの10年間については、当該施設等に調理員の配置、それから調理設備の設置を要しないという例外規定を設けた上で、自園調理について体制確保もあわせて努力してくださいという規定を追加するというものでございます。

これらの内容につきましては、全て国が示す基準と同じ改正の内容となっておりますことを申し添えます。

施行日につきましては、公布日施行としております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 議案第8号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正でございますが、内容については今の説明でよくわかったんですけども、本市においてこの家庭的保育事業所と言ったらいいんですかね、これが何カ所あって、この家庭的保育事業を受けている児童は何人ぐらいいるのか、説明をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） 家庭的保育事業所の内容についてということでお答えいたします。

本市としましては、事業所内保育事業所ということで1カ所、それから小規模保育事業所ということで2カ所、現在ございます。それで、定員はいずれも10人ということで今、運営をしているところでございます。

なお、児童数については、今の定員がございしますが、再度確認をして、後ほどお答えしたいと思います。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第8号 那須烏山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第8号は、原案のとおり可決いた

しました。

◎日程第11 議案第9号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について

○議長（沼田邦彦） 日程第11 議案第9号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第9号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、現在、こども館内に設置してある烏山放課後児童クラブ第一、第二、第三の3つのクラブについて、平成30年10月1日から烏山小学校南舎内に移転することに伴い、所在地を変更する必要があるため、条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては、こども課長から説明をさせますので、何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、担当課長の説明を求めます。

神野こども課長。

○こども課長（神野久志） それでは、命によりまして、ただいま上程中の議案第9号について補足説明をさせていただきます。

それでは、議案書のかがみをお開きください。1ページの新旧対照表をごらんください。

改正の内容は、第5条第2項の別表第1中、現在、こども館に設置しております烏山第一、第二、第三の放課後児童クラブの所在地が、現在「南一丁目562番地12（こども館内）」とあるものを、「愛宕台2800番地（烏山小学校内）」に改正するという内容でございます。

この条例改正の背景としましては、この3つの放課後児童クラブを烏山小学校の南舎の空き教室等へ移転するため、平成29年度当初より受け入れ先である烏山小学校を含めた関係機関との間において協議と改修工事の設計の取りまとめを行い、その後、平成30年5月から開始しました改修工事が9月上旬までの工期内で完了する予定ということと、今後その工事完了検査を経まして、10月の運営開始が可能となるめどがつかれましたことから、今回、同クラブの設置所在地を変更するものでございます。

なお、施行日につきましては、供用開始予定の平成30年10月1日施行としております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） 2点お伺いします。

こども館内の放課後児童クラブ、この利用者数は平成29年度行財政報告書を見ますと、94人になっておりますね。これがそっくり今度は烏山小学校のほうに移るわけですが、現在、烏山小学校の空き教室というのは幾つぐらいあるのか。これが1点。

2点目です。こども館というのは平成19年に設置したと思いました。これは県の施設を、古い施設を市が無償で譲渡を受けて、あのときも相当、議員の中でも議論を尽くしたわけなんですけど、今後、古いこども館は維持管理を含めて役割を何にするのか、役割と維持管理についてお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） それでは、まず1点目の烏山小学校の空き教室の数等についてという御質問なんですけど、これにつきましては今、補足説明でもお話ししたとおり、平成29年度の段階で移転可能な箇所数ということで確認した数ということで御理解いただきたいんですが、当時の数で申しますと、普通教室が1カ所と、多目的室といたしまして、広さ的には普通教室が2部屋分ぐらいのスペースがありましたので、こちらということで今回、移転をするということで、今現在はないのかなと理解しております。

それから、2点目の今後のこども館の役割と維持管理ということなんですけど、これにつきましては以前、矢板議員とかにも、ほか議員さんにいろいろ御質問いただいた部分もございまして、ちょっと重複いたしますけれど、放課後児童クラブが移転した後については幼稚園や保育園等に通われていない未就園児のお子さんやお母さん方の交流の場として利用しております子育てサロンの部分につきましては、交流の場ということで引き続き利用せざるを得ないのかなということもございまして、これも常任委員会等でも御意見をいただいておりますけれど、今後、複合的な施設が整備された段階では、そちらへ交流サロンの事業等についても移転するという形になってくるのかなと思っております。

それが確定するまでは、そのような役割を維持しながら管理ということで、具体的にそれが決まった時点で、以前も答弁の中で話は申し上げたところですけど、最終的には解体して更地にするという形になるのかなと理解しております。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） そうしますと、烏山小学校の今、空き教室は3教室で、3グループがこの3教室を利用する。そうすると、それ以外にはもう烏山小学校には空き教室がないと、

そう理解してよろしいのかどうか。

それと1件、要望を申し上げますが、2点目の維持管理なんですけど、未就園児のこどもたちの交流施設にするということなんですけど、これで何人ぐらいが利用するのか。費用対効果のことを十分考慮した上、検討していただきたい。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 烏山小学校の空き教室については、今回3教室、放課後児童クラブということで使用することになりましたが、本来こども多目的室ということで利用していた施設ということでございますが、今回そちらについては放課後児童クラブで使用することになったわけです。それ以外についての空き教室は現在ございません。

○15番（中山五男） 了解いたしました。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 簡単な話なんですけど、私ども議員のほうからは小学校のほうに移転をすべきだと、合併以来ずっと12年たちました。やっと実ったというような思いでございますが、これ、10月1日から小学校内に烏山第一、第二、第三の放課後児童クラブが誕生するわけでございますけども、これについては何か記念事業というかセレモニーというか、そういうものは予定されていますか。それだけお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） ただいまの移転に関しましての記念事業ということについては、今のところ具体的にその予定はしておりませんでした。

○議長（沼田邦彦） 17番平塚議員。

○17番（平塚英教） 何か検討してください。お金かけない方法で。

○議長（沼田邦彦） 神野こども課長。

○こども課長（神野久志） それはちょっと内部で検討してみたいと思います。ただ、実際に行えるかどうかというのはちょっと不透明な部分ございますので、それは御理解いただければと思います。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○17番（平塚英教） はい。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を

打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないようですので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第9号 那須烏山市放課後児童健全育成事業実施条例の一部改正について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、先ほど上程された議案第8号の質疑において、平塚議員の質問に対し答弁漏れがありましたので、こども課長から追加答弁があります。

神野こども課長。

○こども課長（神野久志） それでは、先ほどの議案第8号の関係でお答え申し上げます。

入所している園児の数ということで、3カ所でそれぞれ定数10人に対してということなんですが、いずれも定員12名ということで現在入所されておりますので、3カ所で36名ということになります。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○17番（平塚英教） はい。

○議長（沼田邦彦） 日程第12 議案第1号から日程第16 議案第5号までの平成30年度那須烏山市一般会計補正予算、介護保険特別会計補正予算、下水道事業特別会計補正

予算、簡易水道事業特別会計補正予算、水道事業会計補正予算の5議案については、いずれも平成30年度補正予算に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

◎日程第12 議案第1号 平成30年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）
について

◎日程第13 議案第2号 平成30年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算
（第1号）について

◎日程第14 議案第3号 平成30年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算
（第1号）について

◎日程第15 議案第4号 平成30年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予
算（第1号）について

◎日程第16 議案第5号 平成30年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1
号）について

○議長（沼田邦彦） よって、議案第1号から議案第5号までの5議案について一括して議
題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第1号から議案第5号まで、一括して提案理由の説明を申し上げ
ます。

まず、議案第1号 平成30年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）についてござい
ます。

本案は、一般会計予算の歳入歳出をそれぞれ1億185万3,000円増額し、補正後の予
算総額を114億6,454万2,000円とするものであります。

今回は、国・県補助金の追加決定及び各施設の修繕、改修など対処しなければならない事務
事業等が生じたことから、補正予算を編成したものであります。また、平成30年度で契
約期間が満了し、平成31年度以降の新たな契約を進める必要が生じた英語コミュニケーション
推進事業ALT業務委託につきまして、平成33年度までの債務負担行為を追加補正するも

のであります。

では、主な内容を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。総務費は、ふるさと応援基金積立金として、全国からいただいた寄附金の積み立てを増額するものであります。社会保障・税番号制度システム整備事業費は、マイナンバー等の記載の充実に係るシステム改修費であります。住民税申告受付事業費は、確定申告事務の効率化と申告受け付け時の待ち時間短縮など、住民サービス向上のための嘱託職員の賃金等の計上であります。

民生費は、国民年金事務費として、第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除に伴うシステム改修等に要する経費であります。各保育園の運営費につきましては、施設や設備の修繕、保育士の人材派遣費用の増額分を計上いたしました。

衛生費は、風疹予防接種事業費として、麻疹の流行に伴い予防接種の申請者が増加したことから、所要の経費を増額するものであります。

農林水産業費は、市単独土地改良事業費として、ポンプの修繕や水路の補修等について、国庫補助や県単補助の対象とならない事業に対し、市が2分の1を助成するための増額であります。

商工費は、観光振興費として烏山城築城600年を記念し、前夜祭を兼ねた市民秋祭りを開催するため、実行委員会に対する交付金の計上であります。

土木費は、道路維持管理費として、道路やトンネルの補修、支障木の伐採に対応するための経費であります。道路保全費は、道路排水施設について、2カ所の整備を行うための経費であります。道路整備費は、社会資本整備総合交付金の配分決定に伴い、既に着手している路線の事業費を増額補正いたしました。都市計画総務費は、JR烏山駅周辺の市街地における公共施設の再編整備など、魅力と活力のあるまちづくり構想を策定するための経費であります。

消防費は、消防水利施設整備費として、防火水槽の解体に伴う経費であります。

教育費は、江川小学校施設整備費として、消火水槽給水管の漏水に対応するため、給水管の改修工事を行う経費の増額であります。人生の並木路管理育成費は、過去に植樹した樹木が道路通行上の支障となっていることから、危険回避のため伐採や枝打ちを行うための経費であります。学校給食センター運営費は、食缶の消毒保管機やシステム洗浄機の修繕を行うための増額であります。

次に、歳入であります。国庫支出金は、道路整備や橋梁点検、ハザードマップ作成に対する社会資本整備総合交付金が採択されたことに伴う増額であります。

県支出金は、中山間地域の活性化を図るため、中山間地域実践活動支援補助金の採択を受けたことに伴う増額であります。

寄附金は、ふるさと応援寄附金として、全国の方々からいただいた寄附金の増額であります。御芳志に対し深く敬意を表し、御報告を申し上げる次第であります。

繰入金は、平成29年度決算に伴い精算される介護保険特別会計から一般会計への繰入金であります。

市債は、社会資本整備総合交付金の確定に伴う市道整備の増額分や、消防団ポンプ自動車整備に交付税措置の有利な地方債を活用するため、増額したものであります。

なお、不足財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第2号 平成30年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、介護保険特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ6,557万円増額し、補正後の予算総額を27億4,307万円とするものであります。

歳出の内容は、前年度の保険給付費、地域支援事業費の実績に基づく国・県支出金等の精査に伴う償還金等の増額でございます。なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第3号 平成30年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、下水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ317万4,000円増額し、補正後の予算総額を3億9,587万4,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、公共下水道事業における汚泥サービスタンク用水位センサーの修繕及び特定環境保全公共下水道事業における管渠築造工事費を増額するものであります。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

次に、議案第4号 平成30年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、簡易水道事業特別会計予算の歳入歳出をそれぞれ43万2,000円増額し、補正後の予算総額をそれぞれ8,568万7,000円とするものであります。

歳出の主な内容は、簡易水道事業の水道事業への統合準備として、現存の簡易水道資産台帳電子データを水道事業資産台帳システムへデータ変換し、移管する業務委託に伴う増額であります。

なお、財源につきましては、前年度繰越金をもって措置いたしました。

最後に、議案第5号 平成30年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。

本案は、水道事業会計予算の資本的支出を3,917万2,000円増額し、補正後の予算総

額を3億7,940万円とするものであります。

主な内容は、国道294号改良工事に伴う中山地内の配水管布設替工事及び国道293号改良工事に伴う志鳥地内配水管布設替工事の増額であります。

以上、議案第1号から議案第5号まで一括して提案理由の説明を申し上げました。何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番滝口議員。

○8番（滝口貴史） 何点か質問させていただきます。

まず、一般会計補正の6ページ、英語コミュニケーション推進事業ALTの業務委託について質問させていただきます。今現在、ALTが7名、各学校に配置されているということですが、次年度以降も同様に行うのかというのが、まず1点目の質問です。

1年にすると2,800万円ぐらいですが、このALTさんと呼ぶに当たっての会社との契約のこの額というのは妥当なのか。ほかの市町村と比べても妥当なのか、また、ほかの市町村の、周りの市町村、教育長はわかっているでしょうから、周りの市町村の現状も教えていただきたいと思います。

それと2点目が、21ページの道路保全費、先ほど配水管をつくる2カ所と言いましたが、これはどこの場所でどのような事業なのか、教えていただきたいと思います。

3点目ですが、江川小学校のスクールバス運行費36万3,000円ですか、これはどういったものなのか教えていただきたいと思います。

前に戻って、19ページ、先ほど市長からの説明で、観光振興費、600年祭の前夜祭の交付金ということですが、これはどういう内容なのか。あしたの私の一般質問と同様のことだったら伏せておいても結構でございますが、よろしく願いいたします。

4点お願いします。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） それでは、私のほうから、ALT関係についてお答えさせていただきます。

ALTの配置は、既に御存じのように全校配置ということで7名、中学校2名、小学校5校で各1名ずつということで現在、実施しております。

この配置等については、次回、来年度以降もこのような形で7名を採用し、配置をしていきたいと考えておりますが、ただ、全校配置というのはちょっと聞こえはいいんですが、実際には各学校でクラスが違うわけですので、単学級の学校に1名と、学年2クラスまたは3クラス

の学校に1名ではやはりちょっと条件が違うと考えていますので、次年度からにつきましては、週5日のうち1日は江川小学校のALTは荒川小学校のALTと一緒に2名で活動すると。烏山小学校につきましては、境小学校と七合小学校のALTを烏山小学校に1日配置して、3名で活動させると、そのような指導体制をとるように現在、計画しております。また、御存じのように、それから1日は幼稚園、保育園にも行っていますので、単学級の学校に配置されているのは週のうち3日という形になります。

それから、契約金と申しますか、いわゆる予算的な措置につきましては、前々回の議会ででしょうか、中山議員から御質問もありましたが、ほぼ大体、同じような額になっております。ただ、採用形態が本市のように全部委託でやっている市町、それから自分のところで採用しているALTがいる市町もございますので、一概に全部比較はできませんが、大体ならしていくとほぼそんなに遜色がない額になっているかと思えます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） 23ページの江川小学校のスクールバス運行費でございますが、これはスタッドレスタイヤの購入になります。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 私のほうは、道路保全費1,700万円の内容を説明させていただきます。

議案第1号の30ページをお開きください。30ページの建設工事一覧表ということで、一番上の道路維持費1,700万円ということで、右のほうに路線名が中央一丁目十四軒町線と、滝田熊田境線と、こちらは道路排水工事ということで、いわゆる側溝整備の工事でございます。

具体的に場所はどこだといいますと、中央一丁目につきましては、那須南病院の交差点がありまして、調剤薬局が角にあると思うんですが、あちらから西のほうに行っている市道の側溝整備の費用でございます。

こちらは今年度、下水道工事を予定していますので、下水道工事とタイアップして、既存の側溝がいわゆるふたがない落ちぶた式の側溝じゃないものですから、脱輪等、幅員が狭い上にふたがないものですから、タイヤが落ちてしまうということで下水道工事と一緒に今年度、補正で実施します。

もう一つの滝田熊田境線なんですけど、こちらはいわゆる入滝田地内、場所でいいますと、入滝田の公民館から西側なんですけど、こちらは再三、七合地区の市政懇談会で自治会長から歴代、要望出ておりまして、なかなかちょっと順番待ちみたいな、待っていてもらっている状態で、こちらは今回、財源確保できましたので、入滝田の公民館から西側の側溝整備でございます。

以上の2カ所でございます。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 私のほうからは、19ページの観光振興費300万円について、事業内容について説明いたします。

こちらにつきましては、ことし烏山城が築城600年を迎える節目の年であり、築城600年記念イベントを盛り上げるために、市内におけるにぎわいの創出と市民の郷土愛の醸成を図るために、イベント前日の10月13日を前夜祭と位置づけまして、那須烏山市民秋まつり花火大会と称しまして開催するものであります。

こちらの実行委員会への交付金300万円を計上しているところでございます。

○議長（沼田邦彦） 8番滝口議員。

○8番（滝口貴史） ALTの事業に関しましては、今、教育長から素晴らしい提案があったと思うんですね。全校配置といってもやっぱり2名がいる、単学級ではないという格差が絶対あったので、僕はそれを提案しようと思ったんですが、やはり教育行政の皆さんが頑張っていて、やはり江川小に1日いても、荒川小のほうが2クラスあっても、教わっている人数が違いますから、どうしても格差はあると思っていたんですね。

それを次年度から、今年度は今のままでしょうけども、次年度からそういった方向で持ってきていただけることは、これは小学校から始まる英語教育に対して、これから大変有効ではないかと思えます。

ほかの市に先駆けて、これは私、何でこの質問をしようかと思ったかといったら、やっぱりほかの市の教育長さんの方と話す機会がありまして、そうしたら那須烏山市は先進的な事例で、これは素晴らしいという話ですね。でも僕はそれがやっぱり予算規模とイコールではない事業だと正直、思っています。だけれども、未来の子供たちに先行投資しているということは、これは素晴らしい事業だと思えますので、ぜひとも次年度からまたよろしく願いいたします。

あとの3点には了承しました。ありがとうございます。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

○8番（滝口貴史） はい。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

17番平塚議員。

○17番（平塚英教） それでは、一般会計のみになりますけど、何点か質問したいと思えます。

まず、19ページの風疹予防接種事業費というのが7万円ほど載っていますが、これはやはり病というか、そういうことなのか、当初予定していたものが足りなくてこれを載せたのか、

この辺の説明をちょっとお願いします。

次は、21ページ、上のほうから公園等観光施設整備費47万8,000円、これはどこを整備するのか。

その下の道路維持管理費3,133万6,000円、これはどういうふうを使用するのか。

橋梁等維持管理費につきましても200万円ですが、これはどこの橋梁なのかですね。

さらに、その下の道路整備費1,590万円、これについてもどこの道路なのか、整備箇所をお願いしたい。

23ページですが、災害対策費53万2,000円、これについてはどのような使用を考えているのか、御説明をいただきたい。

25ページ、委託料、人生の並木路管理費というのが192万8,000円とありますけども、これは旧南那須町の時代に橋本町長が手がけて進めてきた事業かなと思うんですけども、これについて今どのような状態になっているのか、この補正でどうしようとするのか説明いただきたい。

最後に、自治会公民館施設整備費77万円、これはどこの自治会公民館なのか説明をいただきたい。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） まず、最初に御質問のありました風疹予防接種事業についてですけれども、議員が御指摘のように、ことし初めにはしかのほうははやりました。それで、この風疹の予防接種は、風疹の予防接種単体と、麻疹・風疹混合ワクチンという両方ありまして、厚生労働省のほうは麻疹・風疹混合ワクチンを推奨しております。

ですので、はしかの予防接種に来る方がどちらの予防接種も入っているものをということで申請しまして、年度当初、12名で予定していたものが、もう7月現在18名になってしまいましたので、補正したものでございます。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 2番目の観光施設整備について御説明いたします。

こちらにつきましては、龍門の滝水辺公園の水道管布設工事に伴う経費でございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 私どものほうは、21ページの真ん中辺で、道路維持管理費3,133万6,000円の内容の説明を申し上げます。

こちらは午前中あったいわゆる道路の維持管理、穴ぼことか支障木の除去とか側溝の修繕、

草刈り、土砂上げといういわゆる道路の維持管理をする費用でございます。ですから、場所は特定しないで管内全域ということで、維持管理の費用でございます。

あと、橋梁等維持管理費での200万円なんですが、こちらは私ども、法令に基づきまして、いわゆる橋梁点検というのを5年に一度、義務づけられている147橋全体でありまして、今年度の残り11橋の点検の費用でございます。こちらは国のほうから配分が来ましたので、今回の補正で11橋を計上させていただきました。これで1周目の点検は全て完了します。

次に、道路整備の1,590万円なんですが、こちら、市長の全体説明と同じ、私どもで当初、国からの交付金事業で予算計上していたよりプラス、単純に1,590万円多く配分になったということで、今回、歳出のほうの補正を計上していました。

具体的にどこかといいますと、ちょっと読み上げると長くなっちゃうんですが、申し上げますが、社会資本の総合整備交付金ということで、具体的な箇所名を言いますと、関下精神場線といって、こちらは神長の消防の庁舎からの東側の南北の道路ですね。それと大桶白久線といって、こちらは那珂川町とタイアップしています那珂川町の76号線と通じるところの2カ所ですね。それで、あと今度、防災安全交付金として4カ所いただいております。こちらは通学路の安全の確保ということですね。三箇の西野三箇線、藤田の富士見台工業団地線、上境の三ツ木松ノ木線、谷浅見の谷浅見平野線の4カ所でございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは私のほうからは、23ページ、災害対策費のほう、内容を説明させていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、浸水想定区域が新たになったということで、洪水土砂災害のハザードマップのほうを作成していたところでございます。今度これができることによりまして、紙ベースで各世帯に配布ということになりますので、これの印刷費への計上でございます。

○議長（沼田邦彦） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） 私のほうからは、一般会計補正予算25ページ、まず初めに、人生の並木路管理育成費、並木路の現況ということでございますので、まず初めにお答えいたします。

議員御指摘のように、旧南那須町で10年間にわたりまして10カ所ほど植樹をしております。現在、残っているというか管理をしているのが、第1回目の鴻野山の大溜周辺、それから大和久地内と藤田地内の富士見台工業団地内、それから、4回目から7回目までなんですが、こちらについては自然休養村の遊歩道ということで、東日本大震災の折、崖崩れになって通れなくなったということもございまして、復旧作業の折に植樹者の了解を得て伐採をしていると

ころでございます。8回目、9回目につきましては、曲畑の小貝ヶ入溜というところがございまして、その周辺に植えてございます。10回目が小河原の荒川沿いの堤防に植わっているものでございます。

現在、管理を直接しておりますのが、鴻野山地内、それから富士見台工業団地内、同じく曲畑地内、それから小河原のほうですけども、管理については、小河原の管理についてはシルバー人材センターと自治会のほうに委託をしている状況でございます。鴻野山、あと富士見台工業団地内についてもシルバー人材センターのほうにお願いをしているところでございます。曲畑地内については、曲畑の自治会のほうにお願いして管理をしていただいているという状況でございます。

今回、補正予算をとったところは、富士見台工業団地の溜の入り口から緑地運動公園の入り口の丁字路部分、その両側に植樹してございますが、富士見台工業団地連絡協議会のほうから、随分と成長しましたので、トラックが通って、そのほかに特別支援学校の生徒が通学で通るのに見通しが悪く非常に危険であるということですので何とかしてくれということですので、これを機に、将来的に道が広がるかどうかもちよっとわからないんですが、今回、伐採を考えてございます。

それから、緑地運動公園の入り口から特別支援学校まで、あそこにも片側、こちらから行きますと右側に植樹はしてあるんですが、その桜の木の枝が張り出しまして、特別支援学校のほうから、スクールバスに当たると。それで道路が、片側も緑地公園のほうの樹木がありまして、枝が両方、張り出していて、大変危険で、枝打ちをしてくれという要望がかねてからありましたので、そちらのほうの枝打ち、それらの伐採、それから残骸処分、それらのお金でございませぬ。

もう一点が、自治会公民館の補助金の関係なんですが、今回は上川井の自治会公民館、それから鍛冶町の自治会公民館、それぞれの修繕費等でございます。

以上でございます。

○17番（平塚英教） 了解。

○議長（沼田邦彦） ほかに質疑はございませんか。

15番中山議員。

○15番（中山五男） まず、議案第1号の一般会計補正予算のうちの6ページにあります債務負担行為の件でお伺いします。何点か質問しますが、既に同僚議員の皆さんから質問はあったんですが、ちょっと私は角度を変えた形でお伺いしたいと思います。

A L T関係、前3年は7,870万円をお願いしていましたね。今回は8,310万円と、およそ500万円ほど増額になるわけなんですが、この増額の理由についてお伺いいたします。

これが1点です。

それと、13ページの財産収入の中に、生産物売払収入21万円とありますね。これはわずかな金額なんですけど、初めて予算上も目にすることなものですから、何を売却したのかお伺いしたいと思いますので、御答弁をいただきたいと思います。

3点目、19ページの観光振興費なんですけど、先ほどの質問御答弁によりますと、烏山城築城600年祭イベントに要する交付金、300万円というわけなんですけど、観光振興費は既に当初に634万4,000円、6月も972万円、今回を合わせますと1,031万6,000円を観光振興費に予算計上するわけなんですけど、これはこの烏山城築城関係に全て交付金か何かで使用するのかどうか。それとも一つ、花火大会を実施すると聞きましたが、これはどこで実施する予定なのか、これについてお伺いしたいと思います。

それと、21ページの道路維持管理費、これは了解いたしました。都市建設課長、この道路維持管理費の中で、舗装補修も、ぜひこれは必要なんですけど、穴あきですね。道路のセンターラインからサイドライン、これはほとんど消えているというのが至るところにありますので、これは特に夜間の走行や雨の際の走行には非常に私は危険に思っているんですけど、消えているところは。ぜひこの辺のところは考慮していただきたいと思っております。

それと、23ページの消防費なんですけど、この財源を1,200万円振りかえましたね。先ほどの執行部の話によりますと、有利な地方債があるために、地方債に切りかえたと言いますが、有利かもしれませんが、一般財源があるならわざわざ借金をふやす必要はないのではないかと、私はそう思います。にもかかわらず、なぜ……、どのような有利な部分があるのかお伺いしたいと思います。

やはり消防費の中で、水槽撤去費134万円、なぜ今回この水槽を撤去するに至ったのか、その理由についてお伺いいたします。

あと、江川小学校のほうは、これは当初350万円、放送施設ということですし、今回の230万円も、これは了解いたしました。

人生の並木路についてですが、これはほとんどの並木路、この樹木の生育状況、よくないですね。これは維持管理でやるのかどうか分かりませんが、これからも毎年100万円程度の維持管理費がかかっているんですけど、これだけの価値があるのか。それと今、残っているうちの一部分を伐採するというんですけど、根元から伐採することになります。そうしますと、ここで聞きたいのは、今残っている人生の並木路の樹木は、その所有権はどこにあるのか。一切、市のほうに移管されて、もう市がいつ切ろうがどうしようが市に任されているんだというのかどうか、この辺についてお伺いしたいと思います。

次に、議案第2号の介護保険なんですけど、平成29年度の決算を見ますと、国・県補助金か

ら支払基金交付金、合わせて17億3,900万円ほど受けていますね。多分、今回の償還金というのは、この中から、これはもらい過ぎたとして5,558万8,000円の償還になるのではないかと思います。この償還するに至った理由についてお伺いしたいと思います。

下水道会計については了解いたしました。

あと、水道事業について一、二点お伺いしたいと思います。今回、配水管の布設替えとして3,724万9,000円を計上してあります。工事内訳を見ますと、5カ所の老朽管の更新とあるわけなんです。御承知のとおり本市の有収率が、漏水が多いためにわずか66%。極めて低いですね。これは監査委員のほうからも指摘を受けているところなんです。県の平均有収率は多分81%ではないかと思います。それで、この県平均に達するには那須烏山市はあと何年かかるのか。それとさらにこの費用を幾らかければ、この県平均に達するのか、これについてお伺いしたいと思います。

最後に、議案第12号の水道会計の利益剰余金の件について、お伺いいたします。今回の決算書を見ても、利益剰余金は3億8,384万9千何がしありますね。そのうち今回、積み立てを900万円と……。

○議長（沼田邦彦） 次の議案ですね。

○15番（中山五男） 失礼しました。以上です。

○議長（沼田邦彦） 岩附学校教育課長。

○学校教育課長（岩附利克） それでは、6ページにあります債務負担行為の補正でございますが、ALTの業務委託の増額理由でございますが、前年度は平成28年度から30年度ということで、今年度、3年経過したというようなことで、前回は講師1人当たり、1年間で347万円の計上でした。今回、3年経過しているということで、1人当たり360万円で計上してございます。

また、平成28年度から30年度は消費税8%の計上でございますが、今回につきましては、来年度10月から10%になるというようなことで、6カ月間は8%、残り30カ月分を10%で計上しているというようなことでの増額になっております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） それでは、私のほうからは、まず13ページの生産物売払収入のほうでございます。こちらはこのたび市と分収林契約してあります国有地の一部、大沢なんです。そちらの売却に伴いまして、立木補償分が入りました。市の持ち分として、これの7割分ということで21万円ほど収入となるということで、こちらのほうを計上しております。

それと、23ページのまず消防水利のほうでございます。こちらにつきましては、防火水槽

を設置するに当たっては、各自治会のほうで地権者の同意を得て設置ということになるんですが、この土地につきましては市のほうで無償でお借りして設置させていただいているということがございまして、その地権者のほうで利用目的がまた別なものできてしまって、撤去してくれということになった場合、撤去することになっていまして、今回、借りている土地が宅地として利用したいということで地権者のほうからございましたので、こちらのほう、撤去費用を計上したものでございます。

それと、2,100万円の地方債でございますが、消防車等の購入につきましては、当初予算のほうで一般財源で措置させていただいたところでございますが、今般、先ほどありました有利な起債ということで、緊急防災減災事業債という起債がございまして、こちらにつきましては充当率100%で、元利償還金の70%が交付税算定の基準財政額に算入ということになりますので、単純に計算すると3割ぐらいの負担、それに近い数字の負担で購入できるという起債でございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 私のほうからは、観光振興費についてお答えします。

観光振興費につきましては、各種イベント等を総括的に網羅しています経費となっております。6月に補正しましたのは「おもてなし手帖」の増刷分で、今回の300万円の補正につきましては、築城600年関連の経費としております。

花火大会の開催する場所につきましては、従来のいかんべ祭の花火大会と同じ場所で開催する予定となっております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 私のほうは、道路の区画線についてお答え申し上げます。

道路の区画線の引き直しの費用は、私も含めて皆さんが交通違反をしたときの罰則金、そちらが財源となっております。私どもの那須烏山市ですと、年間大体200万円程度、交付されておまして、それで区画線の引き直しをしております。随時やっております。ただ、現実的にまだ間に合わないということは現実なんです、随時やっておりますので、その辺は御理解をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） 25ページ、人生の並木路、樹木の所有権はどこにあるかということでございますが、これにつきましては一度、植樹者の方々に確認をしております。これ以後、自分で管理をしていただけるか、それとも市のほうに一任しますかということで、

市のほうに一任という方が大部分でございました。その後、御自分で管理されると回答いただいた方でも、なかなか管理をしていただけていない状況でございます。

今回、伐採につきましては、再度その植樹者の方々には、こちらでいついつまでに伐採をしますのよろしいでしょうかということで通知は出す予定でございます。もし伐採は困るということであれば、移植等を考えていただくように促す所存でございます。

以上でございます。

○議長（沼田邦彦） 稲葉健康福祉課長。

○健康福祉課長（稲葉節子） 私のほうからは、介護保険特別会計の償還金についてでございますけれども、そちらについては、制度運営上、調定額を余裕を持って申請しております。そして給付確定後にルール分で支払える額ということでございますが、今回は、いろいろこれ、含まれているわけですが、介護サービス給付費、介護予防サービス給付費等あるわけですが、今回は介護給付費負担金を多く返還するというところで、想定したよりも給付費が伸びなかったというような……、想定していたよりはということですが、そんな形になります。

○議長（沼田邦彦） 佐藤上下水道課長。

○上下水道課長（佐藤光明） 中山議員から御質問のありました、まず下水道特別会計の工事請負費でございますが、こちらにつきましては、元の消防、南那須分署が建っていた場所に宅地造成の計画がございまして、これは県道の田野倉の交差点の工事に絡むものでございますが、そういうことがございまして、県道と市道の部分の下水道管の埋設を行うものでございます。

続きまして、水道事業会計でございます。議員御指摘のとおり、有収率につきましてはこれまでも歴代課長、大変御苦勞をされていたものと推察するものでございますが、私どもとしましても毎年、漏水調査ということで業務委託をしまして、何とか有収率のアップを目指しているところでございますが、市内全域にめぐらされております配水管の総延長が約208キロございます。この水道管の布設替えをするといたしますと、50ミリの管の布設替えをするのに1メートル当たり約2万円、100ミリの管におきましては約3万円かかるという見積もりをしております。口径、それから延長、メートル単価を掛けますと、更新にかかる事業費は約70億円を超えてしまうのではないかとこの計算をしております。

こういう状況でありますので、県平均の81%に引き上げるということはかなり年数がかかるものと存じますので、何とぞ御理解のほどをよろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 済みません、一通り御答弁をいただきました。

1つ、私、都市建設課長に質問するのが漏れてしまいました。都市計画総務費の委託料、当

初540万円、今回324万円、合わせましてこの委託料が864万円になるんですが、何で今回これほどの増額をしたのか。それで、これはいつごろ委託事業が完成するのか、おおよそわかりましたらこの件について伺います。

それと、これは岩附課長にお伺いしたいんですが、ALTですが、7名ほど現在もお願いしているようなんですが、このALTの、ちょっと言い方が悪いかもしれませんが、教師としての質はどうなんですか。これは先生、生徒、または保護者等から何か苦情のあるようなことはありませんか。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 私のほうから答えさせていただきます。

保護者云々というのは特段、今までありませんが、ALTについては各学校から評価表を上げさせております。ただ、同じALTで小学校と幼稚園・保育園のほうで評価がかなり違ってしまふ、そういう場合が何件かございます。これはやはり小学生ですとある程度、先生もある程度、私と同じぐらいのレベルの英語はしゃべれると。幼稚園・保育園に行った場合、幼稚園教諭、保育士たちがなかなかちょっと英語が難しいと。それから、男性で、こういう言い方は、差別ではなくて、実際に黒人のALTがいた場合に、ちょっと保育士たちが取っつきにくいというようなことで、同じALTでありながら、小学校と幼稚園・保育園で評価が大きく変わってしまったという例が何件かございました。

それについては、派遣会社と話をして、本人等も派遣会社のほうからいろいろ指導を受けたりサポートを受けたりしながらやってもらっているわけですが、ただ、どうしてもという場合には、正直なところを言いますと、1年間で大体1人、2人は交換してもらっています。そういった意味でも、現在、頼んでいるところ、これはこの次どうなるかわかりませんが、非常にフットワーク軽く対応をさせていただいているという部分はあるかと思います。

能力的には、そんなに遜色なくやっけてはくれているんですが、やはり周りの受け取り方が若干。それから、男性が幼稚園・保育園に行った場合に、若干、小学校での評価とずれてしまうというようなことで、そういった点について、先ほど申し上げたように、派遣会社と連携しながら、ALTに対する指導または場合によっては先ほど申し上げたように年に1人、2人は交換してもらおうというようなことで対処しております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 私のほうから、議案第1号の補正予算書の21ページの一
番下の都市計画総務費324万円の説明をさせていただきます。

こちらの324万円の内容なんですが、こちらは烏山駅周辺まちづくり構想策定業務委託の

費用でございます。内容につきましては、烏山駅周辺というのはどこを言うかということ、私どもで今現在、進めている立地適正化計画と整合性を持ちまして、J R 烏山駅から那須南病院までの烏山の市街地を指しております。

こちら、以前も説明したと思うんですが、J R バス関東から取得した烏山駅前の今の土地と、あれも含めて、烏山駅周辺の将来的に整備するハード事業、こちらは国土交通省の都市局所管の交付金事業で採択にならないと事業化できませんので、その準備段階として今回……、済みません、それで、まず駅前の整備といいますと、真ん中の道路というのは烏山停車場線といって県道ですね。あちらを今度、事業化するのには当然、栃木県の事業が入るということで、こちらは全て事業化する下準備の費用でございますが、こちらは栃木県のほうから再三提案がありましたので、私どものほうで今回これで全体、まちづくりの構想を策定して、それでそちらの基本計画に基づきまして、今後こういった施設を整備するかということの費用でございます。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 教育長に1点、申し上げたいと思います。

先ほどの話ですと、黒人に対しては子供たちがちょっと違和感を持つというような……。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 子供たちではなくて、むしろ保育士とか……、幼稚園の先生とか保育園の先生のほうがちょっと取っつきにくいということがあったようです。子供たちは特段そういうところではございません。

○議長（沼田邦彦） 15番中山議員。

○15番（中山五男） 私、それは小さい子供のうちからやはり、もちろん先生もですよ、地球上には白人もいる、黒人もいる、黄色人もいるわけですよ。そういうことをきちっと認識させる、これが1つの私は教育の根本ではないかと思えますよ。それが担当する先生が違和感を持つなんていうのはもってのほかではないかと思えます。この辺のところは、教育長、きちっと指導してください。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） ちょっと言葉が足りないので誤解があるかもしれませんが、単に黒人だからということではなくて、現在もジャマイカその他から来ている有色の方も何名もいらっしゃいますので、そういった関係だけではございませんので、つけ加えさせていただきます。

あともう一点は、小学校でこういう英語の授業をやっているの、幼稚園または保育園の先生方も英語の授業参観に来てくださいというような授業も昨年度から実施しております。

○15番（中山五男） わかりました。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） 1点伺います。

18ページの7款1項の観光費、これは説明聞いて、今までの質問の中の説明を聞いて、烏山城築城の前夜祭の花火を打つための300万円ということなんですが、これは補助金ですよね。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） こちらにつきましては、交付金という形をとっております。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） 交付金と書いていないよな。ここに書いてありますか。負担金、補助。

それで、実は平成23年、震災のときに、いかんべ祭の予算をとられておりましたけれども、それを祭り全体は中止するけども、あのときにいただいていた補助がたしか320万円だったと思います。その320万円で、3月11日の震災に遭われた、本市でも2名亡くなったわけでありましてけれども、そういう方と、それから東北の震災で亡くなった多くの方々を追悼するいかんべの花火大会にしようということで、市の担当課のほうにその320万円を追悼のいかんべ花火大会として使わせてもらえないかと言ったら、その当時の担当課長は、これは補助金だから320万円は全部出せない。であれば、320万円以上の、650万円ぐらいの事業にしなければだめだから、それは企業から寄附か何かもらわないと、この補助金は使えないということを言われたそうです。

それで震災があってもない8月ですから、企業とか一般のところから320万円以上の寄附をもらうのはちょっと無理かなと、そういうことも行政で言われたので、補助金というのは300万円だったら300万円、これにかかるものは事業費がこの倍じゃないと出せないということだということなので、私は前にも大谷市長のときにも聞いたんですが、この補助金の定義というのはどうなっていますか。

今、それで課長は交付金というんだったら、交付金とちゃんと書くべきじゃないですか。ここに書いてあるのは負担金、補助でしょう。その辺の補助金の定義をちょっとはっきりしようよ。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） こちらの交付金の表示につきましては、次ページ、めくっていただきますと、21ページの一番上のところに「及び交付金」というところで交付金が表示されております。

○議長（沼田邦彦） もう一度、大きな声で答弁してください。

○商工観光課長（小原沢一幸） はい。21ページをめくっていただきますと、一番上のところに「交付金」という表示があります。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 済みません、補助金の定義ということでございますが、私のほうから。補助金とは、一般的に事業の推奨等を含めまして事業を行う場合は補助率があつて、その事業主体に対するいわゆる事業補助というものとか運営補助というもので、あくまでもその事業主体の補完的な意味合いというものが補助金であるということでもあります。

交付金につきましては、本来、市なり団体がやったほうがいいのかもしれないけれども、民間の活力も合わせてやったほうが良いというようなことで、協働でやるような場合等につきましては交付金等を活用していきたいと思っています。

今回の300万円のほうにつきましては、実行委員会ができて、商工会等々で寄附金を集めるというのもありまして、協働でやろうということで実行委員会が立ち上がったものから、交付金という扱いにしております。

○議長（沼田邦彦） 13番久保居議員。

○13番（久保居光一郎） 了解です。であれば、補助及び交付金とは書かないで、交付金というふうに入って、誤解のないように書いたのがいいのかなと思います。了解です。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 最後の最後といっても、また私の後にも最後が多分3人ぐらいいると思うんですけども、2点ですね。

25ページのところに、人生の並木路、先ほどの課長の説明は、小河原地区もシルバー人材センターの費用というふう聞いたので、ことしは、これは自治会でずっとやっているの、それは誇りを持っているんだけど、もうやらなくていいのかなと思ってしまったんだけど、そういうことなのか、それとも同じように自治会のほうにお願いしますよということか。これだけちょっと確認しないと帰れないので、お願いします。1点ですね。

あともう一つ、戻って、21ページ、中山議員からお話がありました都市計画の総務費324万円。これ、烏山駅前からずっと都市計画どうするかというのを業者に委託しようということなんですけども、烏山駅前をどうするかというのを、丸投げするわけではないと思うので、特に駅前なんかはどうするんだというのは議員の中でも随分、論議しているので、骨子を決めたものを渡すのが筋ではないかと思うんですけど、その骨子ってまだみんなで共有していないので、どういうふうに投げるのかなというのがとても気になるので、その辺の説明をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 柳田生涯学習課長。

○生涯学習課長（柳田啓之） お答えいたします。

先ほどの人生の並木路関係でございますが、こちらの考えでは、小河原の自治会が受けていただけるのであればお願いしたいという態度でございます。ことしも4月に多分、自治会のほうと協議をしているかと思うんですね。こちらで私が確認しているのは、小河原自治会に委託をして、4月に管理委託で年間幾らということで契約を交わしているはずですが、申しわけございません、自治会に帰ってちょっと確認をしていただければと思います。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 烏山駅前のまちづくりは、今回はあくまでも基本構想ということで、現実的にどういった内容にするかということはまだ何も決まっていないものですから、現実的に利用可能な既存の土地の調査、あと法的な条件等、いろんなパターンを今回組み合わせ、何パターンかつくろうかということで、これから議論するための基本的な調査でございます。

○議長（沼田邦彦） 9番小堀議員。

○9番（小堀道和） 小河原の先ほどの自治会の話は、当然もう2回もやっているし、シルバー人材センターということにはならないので、何というかな、頑張っただけと言ってもらえるのが答えです。そういうことでいいですね。はい。

それと、この業務の委託料は、今言ったように真っ白の状態ですという手もあるんですけど、やっぱりかなり意識してみんなでこのところはどういうふうにするんだよというのを念頭に置いて、途中で確認しながら進めてほしいなど。これは要望です。答えはいいです。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） またALTの話で蒸し返して申しわけないんですけども、市内で雇用しているALTというのは、採用のほうは外部に委託していると思うんですけども、実際、採用する段階でのALTの資質に関して、採用の要件というのはあるんでしょうか。例えば教育レベルだったりとか、最終学歴は何で専攻は何だったとか、日本語能力検定試験のほうを保持しているかどうかとか、あと日本語教育の経験の有無でしたりとか、先ほどALTさんのほうでジャマイカ出身の方がいらっしゃるとおっしゃっていましたが、ジャマイカはたしか私の記憶が正しければ、イギリス英語だったと思うんですね。日本のほうでは主に英語教育に関してはアメリカ英語を使っていると思うんですね。それで、そちらのほうのイギリス英語を学ぶということも多様性の面ではいいと思うんですけども、そういう教育の面で、そういったことを差別化しているかどうか……、区別しているかどうかということに関して、ちょっとお伺いしたいです。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 委託業務でございますので、市のほうが個々の採用に関して面接を行うというようなことは、実際問題としてやっておりません。ただ、あちらから日本語の能力に関してどのくらいかというようなことや、それから出身大学はもちろんです、そういったところについて、あと希望した理由とかというような一覧表の中で派遣を決定しているというような状況になっています。

また、ジャマイカについては、旧宗主国がイギリスということでありましてけれども、すぐ近くがアメリカ合衆国ですので、そういった意味で、問題は今のところあるという話は聞いておりません。

以上です。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

4番荒井議員。

○4番（荒井浩二） 特に市のほうでは要件は求めておらずに、採用に関しては外部にかなり任せているということですね。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） はっきり申し上げて、日本語が完璧でなくてもよろしいと。むしろ日本語があんまり上手過ぎちゃうと、子供たちに対して日本語でしゃべってしまう、そういった部分もありますので、ある程度、意欲があるというふうな方向を中心にお話をしております。

そういった意味で、若干、行き過ぎたりというようなところで途中で変更なんていうこととか、あとはやはりなかなか日本の社会になじめない方も残念ながら何人かのうちに1名ぐらいはいますので、そういった方で途中で変更、帰国なさる方もここ4年間の中に1名いらっしゃいました。

以上です。

○議長（沼田邦彦） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、議案第1号から議案第5号までの5議案に対する反対討論

の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第1号 平成30年度那須烏山市一般会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第13 議案第2号 平成30年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第14 議案第3号 平成30年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第15 議案第4号 平成30年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第16 議案第5号 平成30年度那須烏山市水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、原案のとおり可決いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時20分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 議案第12号 平成29年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

○議長（沼田邦彦） 日程第17 議案第12号 平成29年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 議案第12号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成29年度水道事業会計の未処分利益剰余金の処分について、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な内容は、平成29年度水道事業決算の当年度純利益8,982万1,713円の約1割相当となる900万円を減債積立金に積み立て、未処分利益剰余金の当年度末残高3億8,384万9,845円から減債積立金を差し引いた3億7,484万9,845円を次年度に繰り越すものであります。

何とぞ慎重に御審議の上、可決、御決定賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明いたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第12号 平成29年度那須烏山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

日程第18 認定第1号から日程第26 認定第9号までの平成29年度那須烏山市一般会計決算の認定、国民健康保険特別会計決算の認定、熊田診療所特別会計決算の認定、後期高齢者医療特別会計決算の認定、介護保険特別会計決算の認定、農業集落排水事業特別会計決算の認定、下水道事業特別会計決算の認定、簡易水道事業特別会計決算の認定、水道事業会計決算の認定については、いずれも平成29年度決算の認定に関するものでありますことから、一括して議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

-
- ◎日程第18 認定第1号 平成29年度那須烏山市一般会計決算の認定について
 - ◎日程第19 認定第2号 平成29年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定について
 - ◎日程第20 認定第3号 平成29年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定について
 - ◎日程第21 認定第4号 平成29年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
 - ◎日程第22 認定第5号 平成29年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定について
 - ◎日程第23 認定第6号 平成29年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
 - ◎日程第24 認定第7号 平成29年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認

定について

◎日程第25 認定第8号 平成29年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定について

◎日程第26 認定第9号 平成29年度那須烏山市水道事業会計決算の認定について

○議長（沼田邦彦） よって、認定第1号から認定第9号までの決算の認定については、一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

川俣市長。

〔市長 川俣純子 登壇〕

○市長（川俣純子） 認定第1号から認定第9号まで、一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず、認定第1号 平成29年度那須烏山市一般会計決算の認定についてでございます。

平成29年度は、総合計画「みんなの知恵と協働による“ひかり輝く”まちづくり」の仕上げの年として、後期基本計画の施策実現を目指し、限られた財源の計画的な活用に努めることを基本として、予算の執行に当たってまいりました。

一般会計当初予算110億4,500万円の予算編成を行い、市民の安心安全を柱とし、そのほかに福祉、環境、教育など市民の生活優先を基本とした各種事業を展開してまいりました。

歳入では、自主財源の柱である市税収入については、固定資産税の伸び等により増額となっているものの、地方交付税につきましては、平成28年度から普通交付税の合併算定替の縮減が開始されている影響もあり、前年度を下回る結果となりました。今後はさらなる自主財源確保のため、税の収納対策等になお一層、努めてまいります。また、来年10月には消費税率が10%に引き上げられる見通しでありますことから、使用料、手数料等について見直しを行ってまいります。

歳出では、ユネスコ無形文化遺産烏山の山あげ行事の伝承拠点として、山あげ会館施設整備事業、社会資本整備総合交付金及び合併特例債を活用した道路整備事業、畜産振興として畜産担い手育成総合整備事業等に取り組んでまいりました。少子高齢化の進展、人口減少問題など、これからの本市の財政運営はますます厳しくなっております。今後は、中長期財政計画や公共施設等総合管理計画に基づき、一層の行財政改革、財政運営の健全化に努めながら、無駄のない確実性のある事業の推進を図ってまいります。

さて、平成29年度一般会計の決算状況を申し上げます。歳入総額122億7,105万

3,877円、前年度比3億6,931万2,000円、2.9%の減、歳出総額116億4,297万1,838円、前年度比3億9,370万4,000円、3.3%の減、歳入歳出差引額6億2,808万2,039円、翌年度へ繰り越すべき財源6,084万4,000円、実質収支額5億6,723万8,039円、決算処分として、財政調整基金への積立額1億5,000万円、庁舎整備基金への積立額1億5,000万円、平成29年度純繰越金2億6,723万8,039円、予算額に対する執行率は、歳入で101.8%であり、歳出では96.6%となりました。

歳入歳出の主な内容を説明いたします。

まず、歳入であります。市税は、32億9,869万円。対前年度比1億5,012万3,000円、4.8%の増額となりました。これは、償却資産の伸びによる固定資産税の増収などが要因であります。

地方消費税交付金は、対前年度比3.2%増、自動車取得税交付金は17.0%増額となっております。

地方譲与税やゴルフ場利用税交付金につきましては、若干、前年を下回る結果となりました。

地方交付税につきましては、普通交付税の合併算定替の縮減措置が2年目となり、また、基準財政収入額が伸びたことなどから、対前年度比1億2,359万3,000円、3.0%の減額となりました。特別交付税は、対前年度比219万1,000円、0.4%減となり、総額で45億4,090万4,000円、対前年度比1億2,578万4,000円、2.7%の減額となりました。なお、本市におきましては合併団体のため、平成27年度までの10年間、特例措置として、一本算定と合併算定替を比較して有利な額が交付されておりました。

国庫支出金は、地方創生加速化交付金の減により、対前年度比4,972万8,000円、3.8%の減額となりました。

県支出金は、畜産担い手育成総合整備補助金の増により、対前年度比8,243万6,000円、10.3%の増額となりました。

財産収入は、旧江川小学校の跡地売払収入の減額などにより、対前年度比5,905万1,000円、80.5%の減となりました。

繰入金は、財政調整基金等の取り崩しの減額により、対前年度比1億9,642万5,000円、47.3%の減額となりました。

市債は、武道館建物本体工事の完了などに伴い、対前年度比1億890万円、16.2%の減額となりました。

次に、歳出であります。1款議会費は、退職に伴う議員報酬の減により、対前年度比213万1,000円、1.5%の減額となりました。

2款総務費は、庁舎整備基金積立金の増などにより、対前年度比8,995万9,000円、6.9%の増額となりました。

3款民生費は、にこにこ保育園の空調設備改修工事の増などにより、対前年度比1,508万8,000円、0.4%の増額となりました。民生費は、一般会計全体の31.6%を占め、総額36億8,094万1,000円となっております。

4款衛生費は、じんかい処理に係る広域行政事務組合への負担金や、浄化槽設置整備費が減額となったことから、対前年度比4,425万5,000円、3.2%の減額となりました。

6款農林水産業費は、畜産担い手育成総合整備事業の増額により、対前年度比1億2,796万5,000円、32.6%の増額となりました。

7款商工費は、企業誘致事業費や山あげ会館施設整備費の増により、対前年度比8,709万8,000円、16.7%の増額となりました。

8款土木費は、JR烏山駅前広場整備や道路整備事業の減により、対前年度比8,133万円、9.9%の減額であります。合併特例債を活用した道路整備は7路線、辺地対策事業費は1路線に取り組んでまいりました。

9款消防費は、消防団詰所建設費の増により、対前年度比860万3,000円、1.5%の増額となりました。

10款教育費は、武道館建物本体工事や南那須中学校体育館改修工事の完了により、対前年度比5億7,639万1,000円、32.8%の減額となりました。

11款災害復旧費は、農地農業用施設災害復旧費や、公共土木災害復旧費の増により、対前年度比1,050万8,000円、414.8%の増額となりました。

12款公債費は、元利償還金が14億3,331万7,000円、対前年度比2,554万1,000円、1.8%の減額となりました。

なお、平成30年3月31日現在、市公有財産である土地、建物、山林、出資による権利、物品の状況、基金残高の状況等は、決算書に附属資料として添付いたしました財産に関する調書のとおりであります。

次に、認定第2号 平成29年度那須烏山市国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。

本市の国民健康保険は、年々、被保険者が減少しているにもかかわらず、1人当たりの保険給付費は増加の一途をたどっており、厳しい財政状況が続いておりました。平成30年度から新国保制度導入により、財政運営主体が県に移行しており、平成29年度は従前の国保制度による最後の決算となっております。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

国民健康保険特別会計には、事業勘定と診療施設勘定の2つの勘定がございますので、まず、事業勘定から御説明申し上げます。

平成29年度末の国民健康保険加入世帯数は、4,494世帯、対前年度比196世帯減、被保険者数は7,644人、対前年度比522人減でありました。

平成29年度の事業勘定の決算額は、歳入決算額が41億5,108万5,696円、歳出決算額が39億86万387円であり、対前年度比は、歳入歳出とも2.9%の減となっております。歳入歳出差引残高は2億5,022万5,309円であり、このうち財政調整基金に1億円の積み立てを行いました。平成28年度までは財政補填分として一般会計から法定外繰り入れを行っていましたが、平成29年度は前年度繰越金が大幅に増額されたこともあり、一般会計からの財政補填のための繰り入れは解消されました。また、財政調整基金からの繰り入れも行わず、新国保制度への備えとして、基金残高を確保することとしました。

歳入の主なものは、国保税のほか、国・県支出金、前期高齢者交付金等の各種交付金及び繰入金等であり、歳出の主なものは、保険給付費が全体の約60%を占め、続いて共同事業拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金となっております。

平成30年度から新国保制度が導入されたことにより、保険給付費の財源確保は、県に移行されましたが、国保財政の健全化のためには医療費の適正化が最重要課題であり、今後も市民の健康増進を目指して努めてまいります。

次に、診療所施設勘定でございますが、歳入決算額は7,448万1,151円、歳出決算額は5,923万3,826円であり、歳入歳出差引額は1,524万7,325円となりました。このうち、国保診療所運営基金に1,000万円の積み立てを行いました。前年度と比較して、歳入は6.9%、歳出は3.8%の減となっております。

七合診療所の患者数は2.3%の減、診療収入は4.3%の減でございますが、境診療所につきましては患者数が17.8%の減、診療収入も16.6%の減と、毎年、大幅に減少している状況でございます。地域住民の医療の確保と健康増進のために診療所の果たす役割は大きく、今後も各位の御理解と御協力を賜りながら、適正な運営に努めてまいります。

なお、この国民健康保険特別会計決算につきましては、先般的那須烏山市国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおり承認を得ております。

次に、認定第3号 平成29年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算の認定についてでございます。

熊田診療所は、僻地診療所として地域医療の充実を第一に考え、健全運営に努めており、特に高齢者の利用が多く、高齢者の身近な医療機関として地域に密着している状況でございます。

平成29年度の決算額は、歳入決算額が5,659万1,526円、歳出決算額が

4,964万6,011円であります。歳入歳出差引額は712万5,515円であり、このうち熊田診療所運営基金に200万円の積み立てを行いました。前年度と比較して、診療収入は5.8%の増となっておりますが、一般会計からの繰入金の減額等により、歳入総額は9.9%の減となっております。また、歳出では駐車場の修繕工事等を実施したため、4.1%の増となっております。

熊田診療所が地域の身近な医療機関として、地域住民に果たす役割は大きく、今後とも経営努力を惜しまず健全運営に努めてまいる所存でございます。

次に、認定第4号 平成29年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計決算の認定についてでございます。

後期高齢者医療制度は、平成20年度の施行から10年を経過し、被保険者の理解も深まり、広く定着してきたところであります。

平成29年度の決算額は、歳入決算額が3億2,970万4,880円、歳出決算額が3億2,311万5,987円であり、歳入歳出差引残額は658万8,893円であります。

歳入の主なものは、保険料及び一般会計繰入金であり、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金であります。前年度と比較して、歳入は3.3%、歳出は4.1%の増額となっております。

今後も、栃木県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、制度の着実な運営と事務の効率化を推進し、医療の適正化と高齢者の健康増進に努めてまいります。

次に、認定第5号 平成29年度那須烏山市介護保険特別会計決算の認定についてでございます。

介護保険は、第6期介護保険事業計画の3年目として、介護及び介護予防サービスの給付、地域支援事業の充実に取り組んでまいりました。

平成30年3月末現在の要介護及び要支援認定者数は1,564名であり、そのうち84.1%の1,315名がサービスを利用しており、在宅サービスの利用者が78.3%、施設サービス利用者は21.7%という状況でございます。

平成29年度の決算額は、歳入決算額が27億2,291万229円、歳出決算額が26億4,759万1,122円、歳入歳出差引残額は7,531万9,107円でございます。このうち700万円を介護保険財政調整基金に積み立てております。また、予算額に対する執行率は、歳入が100.4%、歳出が97.6%でございます。

歳入の主なものは、保険料、介護給付費の国・県負担金、支払基金交付金、繰入金であります。そのうち、介護保険料の収入済額は5億4,472万103円、収入未済額は831万4,033円で、収納率は98.3%であります。

国庫支出金、県支出金は、介護給付費及び地域支援事業費に係る負担金、交付金として交付されたものであります。

支払基金交付金は、第2号被保険者の納付保険料が介護給付費交付金及び地域支援事業の介護予防事業交付金として交付されたものであります。

繰入金は、介護給付費等の市負担分及び職員給与費等を一般会計から繰り入れしたものであります。

歳出の主なものは、総務費が職員人件費、電算処理業務委託料、介護認定時の主治医意見書作成委託料、認定審査会運営に伴う諸費用、第7期介護保険事業計画策定に伴う業務委託であります。

保険給付費は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、低所得者を対象とした特定入所者介護サービス等費などであります。

地域支援事業は、介護予防・生活支援サービス事業費、包括的支援事業費、一般介護予防事業費、包括的支援事業・任意事業費等として支出しております。

諸支出金は、前年度実績による国・県等負担金償還金及び第1号被保険者の死亡及び転出に伴う介護保険料の還付金であります。

当市は高齢者世帯や独居高齢者数が県内でも上位にあるため、介護予防・日常生活支援総合事業により、高齢者の生活を支える多様なサービス体制の整備に取り組んでおります。また、元気高齢者を対象とした一般介護予防事業では、市内各地に設置されたふれあいの里を中心に、地域で地域の高齢者を支援する体制づくりを進めており、平成30年3月末現在で12カ所に設置されており、今後も増設に向けて推進してまいります。

次に、認定第6号 平成29年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計決算の認定についてでございます。

農業集落排水事業は、農村地域の生活環境の改善と、快適な水環境の保全のため、興野地区において平成12年1月に供用を開始し、以来、施設の適正な維持管理及び水洗化率の向上に努めてまいりました。平成29年度末現在の水洗化率は、89.04%であります。

平成29年度の決算額は、歳入決算額が5,737万3,329円、歳出決算額が5,541万2,732円、歳入歳出差引残額は196万597円であります。

歳入の主なものは、農業集落排水使用料、一般会計繰入金、市債等であり、歳出の主なものは、建設事業に係る地方債の元利償還金、水処理センター施設の維持管理費等であります。

次に、認定第7号 平成29年度那須烏山市下水道事業特別会計決算の認定についてであります。

下水道事業は、生活環境の改善、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全を目的に、南那須地区では特定環境保全公共下水道が平成10年3月に、烏山地区では公共下水道が平成15年3月に供用を開始しました。平成24年度に事業計画を見直し、烏山地区、南那須地区を合わせた全体計画を86.4ヘクタール削減し、249.6ヘクタールとしました。そのうち、平成29年度末で181.2ヘクタールの整備が終了し、整備率は72.6%であります。平成29年度は、下水管渠の整備と施設の適正な維持管理、水洗化の促進事業等に努めてまいりました。

平成29年度の決算額は、歳入決算額が4億2,272万2,280円、歳出決算額が4億546万300円であり、歳入歳出差引残額は1,726万2,250円であります。

歳入の主なものは、下水道使用料、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、市債等であります。

歳出の主なものは、両水処理センターの維持管理費、建設事業に係る地方債の元利償還金、南那須処理区における水処理センターの耐震補強工事、烏山処理区における管渠新設工事、水処理施設の修繕等であります。

引き続き適切な施設の維持管理や水洗化の促進に努めてまいる所存であります。

次に、認定第8号 平成29年度那須烏山市簡易水道事業特別会計決算の認定についてであります。

建設改良は、災害対策として、境東簡易水道施設の耐震二次診断を実施いたしました。また、簡易水道区域の管網解析業務を実施し、水道事業への統合準備を進めてまいりました。

維持管理につきましては、境東簡易水道施設の自家用発電設備等の点検及び老朽化した境簡易水道浄水場の警報装置交換工事を実施し、設備保全に務め、有収率は前年度比1.9ポイント上がり、83.5%となりました。

平成29年度の決算額は、歳入決算額が1億2,130万4,349円、歳出決算額が1億785万744円であり、歳入歳出差引残額は1,345万3,605円であります。

歳入の主なものは、水道使用料、一般会計繰入金、前年度繰越金等であり、歳出の主なものは職員人件費、簡易水道施設維持管理費、水道整備費、市債元利償還金等であります。

今後は、適切な施設の維持管理に努めますとともに、水道事業への統合準備を進めてまいります。

最後に、平成29年度那須烏山市水道事業会計決算の認定についてであります。

建設改良では、栃木県烏山土木事務所発注の主要地方道宇都宮那須烏山線道路改良工事に伴う田野倉地内配水管布設替工事等を実施し、水道水の安定供給に努めてまいりました。また、水道施設更新事業は、城東浄水場無停電電源装置取りかえ工事等を実施いたしました。

平成30年3月末までの営業実績は、給水件数8,630件、給水人口2万1,762人、有収水量227万8,414立方メートル、1日最大配水量1万2,470立方メートル、水道料金収納率98.5%であります。収益的収支は、消費税抜きで水道事業収益5億2,246万6,561円、水道事業費用4億3,264万4,848円であります。この結果、平成29年度純利益は8,982万1,713円となりました。

資本的収支は、収入額4,855万9,021円に対し、支出額3億190万8,398円あります。差引不足額2億5,334万9,377円は、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金取崩額1,260万円で補填いたしました。

今後も、適切な施設の維持管理に努め、水道水の安定供給に努めてまいります。

以上、認定第1号から認定第9号まで、平成29年度決算の認定について一括して提案理由の説明を申し上げます。何とぞ慎重に御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（沼田邦彦） 次に、決算審査の結果について、代表監査委員の報告を求めます。

瀧田晴夫代表監査委員。

○代表監査委員（瀧田晴夫） 監査委員の瀧田です。地方自治法の規定に基づき、審査に付された一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに基金の運用状況について審査した結果を報告いたします。なお、監査委員は、私と渋井監査委員です。

お手元の平成29年度那須烏山市一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金運用状況審査意見書をごらんください。

1ページをごらんください。第1の審査の期間は、平成30年7月11日から20日までのうち、7月11、17、18、19、20日の実質5日間、市役所烏山庁舎及び南那須庁舎で実施いたしました。

第2の審査の対象及び第3の審査の方法につきましては、記載のとおりです。

第4の決算の概要についてですが、先ほど市長から詳細な説明がありました。また、資料においても各会計ごとに詳細に記載してありますので、これらにつきましては後ほどごらんいただくとして、私からは簡潔に報告したいと思いますので、御了承ください。

1、各会計の決算状況です。決算状況の表は、2ページに記載してございます。一般会計及び特別会計ごとの歳入歳出総額及び差引残額を記載しております。総計決算額は、歳入総額202億722万7,317円、歳出総額191億9,196万2,677円、差引残額10億1,526万4,640円となっております。

3ページ、ごらんください。2の一般会計決算状況です。（1）決算収支です。歳入総額から歳出総額を差し引いた残額は、6億2,808万2,039円。ここから翌年度に繰り越すべ

き財源6,084万4,000円を差し引いた実質収支額は5億6,723万8,039円となっております。この実質収支額のうち、3億円をそれぞれ1億5,000万円ずつ財政調整基金及び庁舎整備基金に繰り入れているところでございます。

(2)の財政運営の状況です。紙面の関係で、1,000円単位の表示ですが、説明は円単位で申し上げます。

歳入について、歳入に係る費用は4ページ、5ページにございます。歳入総額は、122億7,105万3,877円で、調定額に対する収納率は95.4%、収入未済額は5億7,992万7,111円、不納欠損額は1,704万3,131円。歳入の主なものは地方交付税及び市税で、63.9%となっております。

市税については、調定額に対する収納率は85.3%であり、また、不納欠損額が1,578万1,691円となっております。

県支出金の収入未済額につきましては、平成30年度に繰り越す畜産担い手育成総合整備事業補助金です。

6ページ、お願いいたします。歳出についてです。歳出に係る費用は、6ページ、7ページに記載してございます。

支出済額116億4,297万1,838円で、予算現額に対する執行率は96.6%。歳出の主なものは、民生費31.6%、公債費12.3%となっております。

7ページ、地方債の状況です。平成29年度の地方債の発行額は5億6,250万円で、年度末の現在高は124億4,309万5,000円です。

8ページ、ごらんください。3、特別会計の決算です。

(1)国民健康保険特別会計です。歳入に係る費用は8ページ、9ページ、歳出に係る費用は9ページ、10ページに記載してございます。

まず、事業勘定の実質収支は2億5,022万5,309円で、そのうち1億円を国民健康保険財政調整基金に繰り入れています。

収入済額は41億5,108万5,696円で、調定額に対する収納率は95.9%。収入未済額は1億6,632万6,102円、不納欠損額は1,130万9,236円。歳入の主なものは、前期高齢者交付金24.6%、国民健康保険税19.8%、共同事業交付金19.7%、国庫支出金19.4%です。

9ページ、ごらんください。支出済額は39億86万387円で、予算現額に対する執行率は96.1%、歳出の主なものは保険給付費59.8%、共同事業拠出金21.2%です。

11ページをごらんください。歳入にかかる費用は11ページ、歳出が12ページに記載してございます。診療施設勘定の実質収支は、1,524万7,325円で、そのうち

1,000万円を国民健康保険診療所運営基金に繰り入れています。収入済額は7,448万1,151円で、調定額に対する収納率は100%、歳入の主なものは、診療収入86.2%です。

12ページ、ごらんください。支出済額は5,923万3,826円で、予算現額に対する執行率は87.6%です。歳出の主なものは総務費75.0%、医業費23.1%です。地方債の発行残高はありません。

13ページ、お願いいたします。(2)の熊田診療所特別会計です。歳入に係る費用は13ページ、歳出に係る費用は14ページに記載してございます。実質収支は712万5,515円で、そのうち200万円を熊田診療所運営基金に繰り入れています。収入済額は5,659万1,526円で、調定額に対する収納率は100%です。歳入の主なものは、診療収入58.5%、繰入金15.9%です。

14ページ、ごらんください。支出済額4,946万6,011円で、予算現額に対する執行率は95.5%、歳出の主なものは総務費71.4%、医業費28.6%です。

15ページ、お願いします。(3)の後期高齢者医療特別会計です。歳入に係る費用は15ページ、歳出に係る費用は16ページに記載してございます。実質収支は658万8,893円です。収入済額3億2,970万4,880円で、調定額に対する収納率は99.8%、収入未済額は63万9,264円、不納欠損額4,400円。歳入の主なものは、保険料62.6%、繰入金29.5%です。

16ページ、お願いいたします。支出済額3億2,311万5,987円で、予算現額に対する執行率は99.3%、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金91.2%です。

17ページ、ごらんください。(4)の介護保険特別会計です。歳入に係る費用は17、18ページ、歳出に係る費用は18、19ページです。実質収支は7,531万9,107円で、そのうち700万円を介護保険財政調整基金に繰り入れております。収入済額は27億2,291万229円で、調定額に対する収納率は99.7%、収入未済額831万4,033円、不納欠損額は101万4,600円。歳入の主なものは、支払基金交付金25.8%、国庫支出金24.2%、保険料20.0%です。

18ページです。支出済額は26億4,759万1,122円で、予算現額に対する執行率は97.6%、歳出の主なものは、保険給付費91.8%となっております。

20ページ、お願いいたします。(5)の農業集落排水事業特別会計です。歳入に係る費用は20ページ、歳出に係る費用は21ページに記載してございます。実質収支196万597円です。収入済額5,737万3,329円で、調定額に対する収納率は99.8%、収入未済額は13万680円、不納欠損額は7,218円。歳入の主なものは、繰入金60.3%、

使用料及び手数料19.5%となっております。

21ページ、お願いします。支出済額は5,541万2,732円で、予算現額に対する執行率は97.2%。歳出の主なものは、公債費49.7%、総務費49.0%です。地方債の状況は記載のとおりです。

22ページ、お願いいたします。(6)の下水道事業特別会計です。歳入に係る費用は22、23ページ、歳出に係る費用は23ページです。実質収支は1,726万2,250円です。収入済額4億2,272万2,280円で、調定額に対する収納率99.5%です。収入未済額は151万4,100円、不納欠損額は47万6,512円。歳入の主なものは、繰入金53.2%、市債18.7%です。

23ページです。支出済額は4億546万300円で、予算現額に対する執行率は97.1%、歳出の主なものは公債費46.8%、事業費30.9%、総務費22.3%です。地方債の状況は記載のとおりです。

24ページ、ごらんください。(7)の簡易水道事業特別会計です。歳入に係る費用は24ページ、歳出に係る費用は25ページに記載してございます。

実質収支は1,345万3,605円です。収入済額は1億2,130万4,349円で、調定額に対する収納率は99.4%。収入未済額58万198円、不納欠損額9万8,464円。歳入の主なものは、事業収入60.4%、繰越金20.0%、繰入金19.2%です。

25ページ、お願いします。支出済額1億785万744円で、予算現額に対する執行率は92.7%。歳出の主なものは、総務費51.4%、公債費43.2%です。地方債の状況は記載のとおりです。

26ページ、お願いいたします。5の財産の管理状況です。1の公有財産、土地及び建物、山林の表は26ページです。公有財産につきましては、平成28年度の公有財産台帳システム導入時に課税台帳との突合を行い、財産に関する調書と課税台帳の面積を一致させたところです。しかし、山林の表につきましては、森林台帳の数字をベースに作成していたため、これらの数字より16万1,375.47平米多い数字を記載しておりました。今回、財産に関する調書に一致させるため、この数字をもとに、平成29年度中の増加分552.30平米を加算した数字16万823.17平米を減算したところです。

27ページをごらんください。一般会計及び特別会計の基金の運用状況についてです。基金の運用につきましては、足利銀行を初め5つの金融機関に分散し、定期預金を主体として運用しております。なお、奨学基金及び地域振興基金の一部については国債で、財政調整基金の一部については地方債で運用しております。

28ページ、ごらんください。審査結果及び意見についてです。平成29年度の一般会計及

び特別会計の歳入歳出決算に係る計数は、歳入歳出決算書など関係資料の計数と一致しており、正確であると認めます。また、予算の執行状況、財務に関する事務及び財産の管理については、一部に改善を要するものが見受けられましたが、おおむね適正に執行されていると認めます。基金の運用状況についても、設置目的に沿って適正かつ効率的に運用されていると思います。

主な意見についてです。資料と前後いたしますが、最初に改善を要する事項について述べさせていただきます。内容は、一般会計の3段落目、県支出金から始まる部分です。歳入年度、平成30年度の歳入として処理された本年5月31日の収入1,027万5,000円は、29年度予算現額4,050万円、28年度歳入額4,236万円余、及び30年度予算額4,050万円から推測した結果、30年度ではなく29年度歳入と思われました。収入があるから問題ないというものではありませんので、今後このようなことがないよう、ヒューマンエラーの発生を前提としたチェック機能の構築の検討をお願いいたします。

続きまして、契約についてです。平成29年度における随意契約に係る起案書を確認したところ、大部分が随意契約の根拠となる条名のみで、該当号が記載されていないため、1号から9号のうちどの号に該当するか不明瞭でありました。

なお、予算額1,000万円以上の入札件数20件を確認したところ、過半数の12件が例外規定である指名競争入札となっておりました。また、指名業者数が規定より少ないにもかかわらず、理由が明示されていないものが見受けられました。契約の締結につきましては、地方自治法第234条第1項、第2項及び那須烏山市契約規則第4条の規定に基づき、一般競争を原則とし、指名競争入札は施行令第167条第1号から3号及び契約規則第5条第1号から3号に該当する場合、随意契約は施行令第167条の2、第1項第1号から9号及び契約規則第6条第1号から9号に該当する場合に限られております。一般競争入札以外については、根拠条文の明確化について検討をお願いいたします。また、例外が原則より多くならないよう、実態を踏まえた規定等の見直し検討もあわせてお願いいたします。

次に、一般会計についてです。歳入に係る財源の構成比率を見ますと、自主財源が35.1%、依存財源が64.9%であり、昨年より0.5ポイントの自主財源が減少しております。収入未済額は、国庫支出金を除き5億8,000万円余、不納欠損額は1,700万円余となっております。収入未済から不納欠損処分に至るまでは、徴収可能時期を念頭に置いた訪問等のほか、差し押さえ処分など法的措置、負担能力の調査など、大変御苦労されていることと思います。このような御苦労にもかかわらず、特に市税の徴収率については85.3%で、昨年よりは上昇したものの、栃木県の平均収納率94%を下回り、90%を切るただ1つの自治体となっております。

この数値は、滞納繰越分を含めたものであり、約15%の市民が納税していないと誤解され

る可能性があるのではないのでしょうか。徴収率の内容を見ますと、現年課税分が97.9%に対し、滞納繰越分は8.4%であり、早期の対応が重要であることが実証されております。特に市税収入未済額の90.3%を占める固定資産税については、数名の大口滞納者が滞納額の7割超えというような状況にあるようです。このようなことについて、丁寧な説明と、必要に応じて、不公平感はあるものの徴収不可能な分については不納欠損処分を検討してもよいのではないかと思います。

歳出については、武道館施設の本体工事の完了に伴う普通建設事業の減少に伴い、前年度と比較して減額となっております。

基金及び歳計現金の公金については、さらに安全かつ確実に有利な運用管理に資するため、新たに公金等の管理運用に関する基準を作成したところでございます。超低金利時代である現在、高い運用益を得ることは困難と思いますが、この基準を踏まえて、引き続き適切な資金運用をお願いいたします。

特別会計についてです。収入未済額は1億7,750万円余、不納欠損額1,291万円余となっております。また、一般会計からの赤字補填的な繰入金に依存した運営の会計も見受けられます。一般会計と同様、市民の不公平感を払拭するための収納とともに、特別会計の独立採算制の原則に基づいた経営に向けて、引き続き努力してください。

今後の財政状況についてです。先ほど報告第3号で報告のありました平成29年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率上は問題点は見受けられません。しかし、先ほど市長から説明がありましたとおり、普通交付税について、合併による特例措置の算定替による縮減が始まっております。今後、人口減少、高齢化が進展することを考えると、歳入の基本である市税の増加は考えにくいものがあります。一方、建物やインフラ系公共施設の老朽化、耐震化のため、長期にわたり多大な財政負担、さらに少子高齢化や人口減少に対応した社会保障施策に係る負担も年々増加傾向にあります。財政力指数、平成27年度から平成29年度の3カ年の平均でございますが、0.441で、前年度より改善されているものの、県0.796、市0.811、町0.711を大幅に下回る本市においては、さらなる効果的・効率的な財政運営が必要かと思えます。

最後に、人材の養成・確保についてです。昨今、中央省庁のみならず、県内の自治体においても不適切な事案が散見されております。いずれの組織においても、発生するリスクの防止のための仕組みは構築されていると思えますので、不適切事案の発生は各所属における内部統制が十分機能していないことが原因と考えられます。いかにすばらしい仕組みを導入しても、運用に当たる職員が制度導入の意義を十分理解していなければ、目的どおりの効果は得られないと思えます。また、職員は限られた人員の中で、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応

しなければなりません。さらに、今後増加が見込まれる退職職員が蓄積した技能・技術の適切な継承も必要と思います。このようなことから、職員が前例踏襲ではなく常に問題意識を持って職務執行に当たれる体制構築の検討をお願いするものであります。

続きまして、水道事業の決算について審査した結果を御報告いたします。お手元の平成29年度那須烏山市水道事業決算審査意見書をごらんください。

1ページをごらんください。審査は、平成30年7月2日に行いました。

第2の審査の対象及び第3の審査の方法は、記載のとおりです。

第4の事業の概要ですが、施設は従来どおり取水場8カ所、浄水場7カ所、配水場11カ所を稼働し、事業を行っております。

水道料金の現年分の収納率は、98.5%で、2年ぶりに減少に転じました。主な要因といたしましては、年度末に那珂川町に融通した給水に係る約200万円が翌年度収入になったことであり、これを除くと、前年度とほぼ同程度の収納率となります。

2ページ、ごらんください。事業の実績の表でございます。給水人口2万1,762人、前年度と比較して361人の減であります。総人口普及率は、昨年より0.1%増の80.7%。簡易水道の区域を除く給水区域内人口普及率は96.8%で、ほとんどの市民が公営水道の供給を受けている状況です。

有収率は65.9%で、類似団体の平成28年度の80.7%を下回っております。昨年度より1.9%減少しており、その主な要因は、幹線道路の大口漏水事故や強い寒波の影響で給水管の破裂が相次いだことが考えられます。

職員1人当たりの給水人口は4,352人で、前年度と比較して73人の減ですが、類似団体の3,109人を上回り、少ない職員で対応していると言えます。

3ページ、お願いいたします。予算の執行状況です。収益的収入及び支出です。アの収益的収入は、予算額に対する収納率100.4%、前年度と比較して543万円の減収。減収の主な要因は、他会計負担金及び他会計繰入金の減少です。

イの収益的支出は、予算額に対する執行率93.1%。前年度と比較して約2,323万円減少。主な要因は、減価償却費及び支払い利息の減少です。

4ページ、お願いします。(2)の資本的収入及び支出です。アの資本的収入は、予算額に対する収納率112.6%。前年度と比較して約70万円の増収。増収の主な要因は、田野倉地内配水管布設替工事に係る移設補償費です。

イの資本的支出は、予算額に対する執行率99.2%。前年度と比較して約1,750万円増加。主な要因は、民間資金による企業債の一部を繰上償還したことによるものです。

5ページ、お願いいたします。ウの資本的収支状況です。資本的収入が資本的支出に不足し

た額について、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金を取り崩して補填した結果、内部留保資金残高は10億8,011万円余となりました。詳細は表をごらんください。

6ページ、ごらんください。3の経営状況です。当年度の純利益は8,982万1,713円、水道事業に係る収益は5億2,246万6,561円から、費用4億3,264万4,848円を差し引いたものです。

当期純利益につきましては、先ほどこの議会において第12号議案として議決されましたので、約1割に当たる900万円を減債積立金として積み立てることになります。

(1)の収益内容です。収益に係る表は7ページです。営業収益は、4億8,004万5,286円で、そのうち99.2%が給水収益です。営業外収益は4,178万8,848円で、そのうち86.1%が長期前受金戻入です。特別利益は63万2,427円で、そのうち99.6%がその他の特別利益、具体的には貸倒引当金の戻入益です。過年度損益修正益は、平成26年度分の消費税及び地方消費税の還付額でございます。

7ページの(2)費用内容です。費用に係る表は、次のページ、8ページです。営業費用は3億7,381万7,338円で、そのうち60.6%が減価償却費です。営業外費用は5,882万7,510円で、ほとんど支払利息及び企業債取扱諸費、具体的には企業債利息です。特別損失はございません。

9ページ、お願いいたします。(3)の経営比率です。事業活動に伴う営業、営業外全体という区分の指標です。全て100%以上であるので、問題はないかと思えます。なお、類似団体の指標と同時期を比較しても見劣りするものはなく、むしろ本業である営業収支で類似団体を上回っていることはよいことかなと思えます。また、毎年、指標が上昇していることは、業績の向上と見るができるかと思えます。詳細は、表及び記述をごらんください。

10ページ、ごらんください。4の財政状況です。資産は55億3,041万4,327円で、前年度と比較して1億7,230万9,878円減少。負債は30億8,717万8,262円で、前年度と比較して2億9,953万2,317円減少。資本は24億4,323万6,065円で、前年度と比較して1億2,722万2,439円増加です。

(1)の資産です。資産に係る表は11ページです。固定資産は44億2,995万8,781円。主なものは、構築物、機械装置、建物です。前年度と比較いたしまして1億9,908万8,273円減少しています。主な要因は、減価償却によるものです。流動資産は11億45万5,546円。主なものは現金預金です。貸倒引当金の増は、破産更生債権等、収納の見込みが極めて低いものを全額計上したためです。繰延資産は、鉄道事業に係る災害による損失のみであり、計上することはありませんが、様式が示されているので、それにのっとりました。

12ページ、ごらんください。(2)の負債です。負債資本に係る表は13ページです。固定負債は22億380万5,805円。1年を超えて償還金が到来する企業債。昨年度と比較いたしまして2億6,345万3,631円減少しております。主な要因は、発行がなかったことによる償還分の減少とともに、償還期限が1年以内になったものについては流動負債に区分変更するためです。流動負債は2億5,863万583円。1年以内に償還期限が到来する企業債です。繰延収益は6億2,474万1,874円。長期前受金です。固定資産の取得または開業に伴い交付される補助金等である長期前受金から、既に収益化された減価償却費見合い分を除いた分が計上されております。

(3)資本です。資本金は20億5,921万4,620円。前年度と比較いたしまして3,740万726円増加しています。主な要因は、簡易水道分の企業債元金償還に係る一般会計からの繰り入れ、剰余金は3億8,402万1,445円。前年度と比較して8,982万1,713円増加。要因は、当年度の純利益です。

14ページ、ごらんください。(4)の水道料金の未納状況です。水道料金の未納額は、564件、1,094万6,044円。未納者に対しましては、市水道事業給水停止処分取扱規程に基づき、整理を進めました。161件の給水停止通知書を送付し、16件が執行に至り、年度末で12件は継続中です。平成22年度から27年度までの29件、約30万円について、不納欠損処分としたところです。詳細は表をごらんください。

15ページ、ごらんください。(5)の財務比率です。水道事業の場合、施設の建設費の大部分を企業債で調達するという特殊性があるため、指標の範囲外であっても即、不健全と言えない場合もございます。指標は望ましい方向にシフトしていると思います。

自己資本構成比率は、総資本に占める自己資本の割合を示す指標であり、高いほど経営が安定するとされています。

固定資産対長期資本比率は、固定資産がどの程度、長期資本で調達されているかを示す指標であり、低いほど望ましいとされております。

固定比率は、自己資本がどの程度、固定資産に投下されているかを示す指標であり、100%以下が望ましいとされております。水道事業の場合、固定比率が100%を超えていても、固定資産対長期資本比率が100%を下回っていれば、長期的な枠内の投資が行われているということで、必ずしも不健全な状態とは言えません。

16ページ、お願いします。流動比率です。流動比率は、流動負債に対する流動資産の割合で、短期債務に対する支払い能力を示すものであり、200%以上が望ましいと言われていたかと思えます。

17ページ、お願いいたします。5の資金状況です。キャッシュフロー計算書は、18ペー

ジです。キャッシュフロー計算書は、1事業年度における資金収支の状況を業務活動、投資活動及び財務活動に区分して表示したものです。表は直接法と間接法、やり方がございますが、これは間接法でやっております。キャッシュフロー計算書により、1事業年度における資金の流れですが、業務活動がプラス、投資活動がマイナス、財務活動がマイナスであり、比較的良質な経営状況と言われるパターンであると思います。

業務活動によるキャッシュフローは、通常の業務活動の実施による資金の流れを表示します。当年度純利益8,982万1,713円に、現金支出を伴わない減価償却費などを加算し、長期前受金の戻入額などを減算し、最終的には2億7,419万9,602円となりました。

投資活動によるキャッシュフローは、通常の業務活動の基礎となる固定資産の取得及び売却による資金の流れをあらわします。上水道整備のために2,751万6,875円を減算し、水道加入金などを加算し、最終的にマイナス1,787万7,081円となりました。

財務活動によるキャッシュフローは、増資や減資による収支や資金調達、返済に関する資金の流れを表示します。企業債償還のために2億7,219万5,923円を減算し、他会計からの出資金を加算し、最終的にマイナス2億3,479万5,197円となりました。

事業活動によるキャッシュフローから、財務活動によるキャッシュフローまでを加減した結果、資金増加額2,152万7,324円が算出され、これに資金期首残高を加算した資金期末残高10億8,490万4,849円、これが11ページの流動資産の現金預金に一致するものでございます。

19ページ、ごらんください。審査結果及び意見です。審査に付された決算書類は、適切に作成されており、また、実施した審査の範囲において、計数は正確で、会計事務はおおむね適正に処理されていたと認めます。

経営状況及び財政状況については、確認した各種指標が望ましい方向にシフトしており、問題は見受けられませんでした。引き続き健全で安定した経営をお願いいたします。

水道料金の収納率については、前年度と比較して0.4ポイント減少しましたが、那珂川町への給水に係る未収という特殊要因を除くと、ほぼ前年度同様の実績であり、県内で高位を維持しております。収納に係る御苦勞は多々あるかと思いますが、引き続きよろしくお願いたします。

なお、破産更生債権等に係る貸倒引当金を計上したところですが、例えば個人と法人に異なる給水停止条件を適用するなど、大口滞納の発生防止に係る検討をお願いしたいと思います。

今後、人口の減少に連動し、収入減が予想される一方、有収率の向上の観点からも老朽管更新事業は喫緊の課題と思われま。野上地内の配水管布設替工事の設計など、先行した取り組みも見受けられますが、水道料金の設定なども含め、実現可能な計画を作成し、着実な施設更

新をお願いいたします。

経費節減の取り組みといたしましては、企業債の繰上償還を実施したところですが、引き続き可能な範囲で取り組むとともに、経費の中でも大きな割合を占める電力については、有利な電力会社の選択など、新たな検討もお願いいたします。

水道事業の安定的な運営には、豊富な経験・知識や技能を有するスタッフが必要不可欠と思います。ベテラン職員の技能や知識の継承を図れるよう、人材の継続的確保や育成の仕組みの構築をお願いいたし、私の全ての決算審査の結果報告を終了させていただきます。ふなれなため、お聞き苦しい点が多々あったかと思えます。御清聴ありがとうございました。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 済みません、認定の報告の中で数字を間違えていたみたいなので、もう一度、ちょっと訂正をさせていただきます。

歳出のほうの、一般会計の歳出の11款災害復旧費、農地農業用施設災害復旧費や公共土木災害復旧費の増により、対前年度比1,050万8,000円で、414.8%の増額です。ここを何か続けて言っちゃったみたいなので、済みません、申しわけありませんでした。

その次が、平成29年度那須烏山市熊田診療所特別会計決算につきまして、歳出の決算額をちょっと読み間違えたようなので、4,946万6,011円であります。

以上、訂正をお願いいたします。申しわけありませんでした。

○議長（沼田邦彦） 以上で提案理由の説明及び監査委員による決算審査結果の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑については、議会運営委員会の決定に基づく日程のとおり、9月10日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、平成29年度決算の質疑については、9月10日に行うことといたします。

◎日程第27 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（沼田邦彦） 日程第27 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。

この定例会において受理した請願書等は、付託第1号のとおりであります。この請願書等については、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沼田邦彦） 異議なしと認めます。

よって、付託第1号のとおり、陳情書第1号 東海第二原発の稼働延長を認めない意見書の提出を求める陳情については、所管の総務企画常任委員会に付託いたします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議はあす午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでございました。

[午後 3時48分散会]